

第2次笠間市地域福祉活動計画

平成27～31年度

みんなでつくる福祉のまち

「誰もが安心して暮らせる地域社会」



平成27年3月

社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

はじめに

「第2次笠間市地域福祉活動計画」

策定にあたって



近年の少子高齢化の急速な進展や核家族化，地域社会との関わりが希薄化するなどにより，地域福祉を取巻く社会環境も大きく変化しております。それらに伴い，福祉ニーズはますます複雑多様化してまいりました。

これらのことから，改めて家庭や地域における人と人とのつながりを見直し，ともに支え合い，助け合うことのできる仕組みを築きあげていくことが一層重要となってきました。

笠間市社会福祉協議会では，平成22年度に策定した「第1次笠間市域福祉活動計画」の成果と課題を踏まえ，平成27年度から平成31年度までの5年間について，地域性に応じた住民主体による更なる地域福祉の推進を図るため「第2次笠間市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画の達成のためには，地域福祉活動の大きな担い手である市民の皆様の参加協力が必要となります。笠間市に住む人々が，住み慣れた地域で，人としての尊厳をもって安心して暮らせる地域社会を築くことができるよう，市民の皆様の絶大なるご支援とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが，本計画の策定にあたり貴重なご意見や提言をいただきました計画策定委員をはじめ，アンケートにご協力をいただいた市民の皆様並びに関係各位に心から御礼申し上げます。

平成27年3月

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
会 長 塩 畑 敏 之

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画と笠間市地域福祉計画との関係・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 第1次計画の取組み状況

- 1 これまでの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 第1次計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 第2次計画に反映させる課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 活動計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 活動計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 計画の体系

- 1 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第5章 行動計画

- 第1節 【輪づくり】地域福祉活動を推進します・・・・・・・・ 8
- 第2節 【人づくり】ボランティア活動を推進します・・・・・・・・ 21
- 第3節 【地域づくり】在宅生活の自立支援を推進します・・・・ 29
- 第4節 【基盤づくり】社協体制の強化を図ります・・・・・・・・ 44

資料編

- 1 笠間市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 市民アンケートの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3 規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 4 要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 5 要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
- 6 各委員会・名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

地域社会を取巻く環境は、急速な少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、世帯人員の減少や単身世帯の増加など大きく変化し、「無縁社会」や「高齢者の行方不明問題」などが大きな社会問題となり「孤立」をめぐる問題が大きくクローズアップされております。

これらの問題に対応するためには、家庭内や地域における人と人との絆（つながり）を見直し、身近な地域社会での生活課題の解決が図れるようお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みをつくり、誰もが安心して暮らせることができる地域福祉の推進を図っていく必要があります。

地域福祉活動計画は、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉の推進役である笠間市社会福祉協議会（以下「当社協」という）が中心となって、関係機関や地域住民・団体等と協議し、様々な声を広く取り入れながら地域福祉の推進を図るために策定します。また、当社協が実施している事業を体系化し、それぞれの事業の目的や必要性・継続性の有無や全体事業のどの部分に位置付けられるのかを把握する一面ももっています。

笠間市地域福祉活動計画（以下「第1次計画」という）による各種事業の効果を見直すとともに、市民アンケート調査に寄せられた「声」を踏まえ、第2次笠間市地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という）を平成27年度から平成31年度までの5年間について、更なる地域福祉の推進を図るための基本的な方向性と具体的な取組みを明らかにするために策定したものです。

2 計画の位置付け

第2次計画は、当社協が市民をはじめ、支部(地区)社協、ボランティアや社会福祉関係団体等が協働して策定する「民間レベルの行動計画」です。

3 計画と笠間市地域福祉計画との関係

第2次計画と笠間市（以下「市」という）が策定した「第2次笠間市地域福祉計画」は、ともに地域福祉の推進を図ることを目的としており、相互に整合性を図り、連携を強化し地域福祉を推進します。

4 計画の期間

第2次計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化への対応のため必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の策定体制

(1) 地域福祉活動計画策定委員会・ワーキングチーム等の設置

第2次計画を策定する検討組織として「地域福祉活動計画策定委員会」「幹事会」及び「ワーキングチーム」を設置しました。

組 織		人 員
地域福祉活動計画策定委員会		13名
幹事会（各ワーキングチームから2名）		8名
ワーキングチーム	地域福祉班	8名
	ボランティア振興班	8名
	在宅福祉班	8名
	社協基盤強化班	8名

(2) 第2次計画の策定及び地域福祉活動推進のための基礎資料として「アンケート調査」実施しました。

- ・対象者 市民1,000名
- ・調査方法 区長、民生委員児童委員及び市民の方に調査を依頼。
- ・調査期間 平成26年10月1日～10月30日まで

配付数	1,000	回答数	773	回収率	77.3%
-----	-------	-----	-----	-----	-------

- ・調査結果 P57～P74まで



第2章 第1次計画の取組み状況

1 これまでの取組み

当社協は、平成18年に誕生した新市における地域福祉を推進するため第1次計画を平成22年3月に策定しました。

第1次計画は、当社協自体の事業の整合性や活動の基盤強化を推進することに主眼をおいた内容だったと言えます。これは、第1次計画の5年間、市内各地域の支部（地区）社協や民生委員児童委員、区長会等をはじめ、ボランティアのみさんの協力により支部（地区）社協の設置数に見られるように地域福祉活動が大きく前進したことを根拠にしています。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、市内においても大きな被害をもたらし、隣近所同士の助け合いやより身近な地域での絆を深める様々な活動が必要であることを再認識する機会となりました。この経験を活かし、災害ボランティアセンターの設置・運営や地域住民の主体的な地域福祉活動を組織的に進めるため支部（地区）社協の設置と「地域の福祉力」を高める取組みをしました。

2 第1次計画の成果と課題

第1次計画の取組みを通じて、支部（地区）社協による新たな住民相互のふれあい交流を促進するための活動の広がりが見られました。

また、地域福祉活動を推進するための活動財源の確保、市民の地域福祉に対する一層の理解と福祉活動への参加促進、地域福祉推進のリーダーや担い手の養成、地域福祉関係者相互の情報共有などの課題も明らかになっています。

3 第2次計画に反映させる課題

当社協は、平成24年度より事業評価制度を取入れ実施事業の評価・点検を行った結果、第2次計画に反映させる主な課題は、次のとおりです。

(1) 基本目標（輪づくり）市民参加・協働による地域福祉活動を推進します。

ア 支部（地区）社協設立及び活動の推進

笠間、岩間地区では、支部（地区）社協未設置地域へ働きかけ、活動を充実させるよう必要な支援を行います。

また、支部（地区）社協においては、小地域における見守りネットワーク活動の推進を図るため多様な組織団体・事業所等との連携を図り、自分たちの住んでいる地域を住み続けたいまちにしようとする機運を高めます。

イ 地域生活支援活動の推進

心配ごと相談や法律相談及び小口貸付事業や生活福祉資金貸付事業等から福祉ニーズを的確に捉え、問題解決のために必要な支援が出来るよう相談支援体制を整備します。

ウ 自立生活支援活動の推進

精神や知的障がいのある利用者も増え相談内容も複雑化し、利用者1人に対応時間が長くなってきており、なおかつ家族機能の低下などにより今後ますます利用者の増加が見込まれることから、対応できる相談体制を整備するとともに、日常生活自立支援事業等制度のPR等に努める必要があります。

（２）基本目標（人づくり）ボランティア活動を推進します。

ア ボランティア活動の推進と担い手づくり

ボランティアセンター機能や小地域におけるボランティア活動の推進方策を検討し、その実現に向けて関係機関と連携して取組むとともに、活動の担い手であるボランティアへの新規加入をねらいとした各種講座や学習会を開催します。

イ 福祉教育の推進

福祉への理解を深めるため学校教育の場を利用して、車いすや点字・手話体験等福祉について学んだり、地域においては盲導犬との触れ合いなどを通して福祉の風土づくりを推進しましたが、体験するだけでなくボランティア活動へのステップに繋がる工夫が必要です。

また、幼稚園・保育園はじめ多くの学校でエコロジー活動としてエコキャップやプルタブ収集をすることにより、収集ボランティア活動を促進します。

ウ 多様な普及啓発活動の推進

社協広報紙やホームページにボランティア情報を掲載しボランティア活動の啓発に努めます。

また、ボランティア同士の学ぶ場をつくり、他グループと連携した活動の拡大や地域貢献につながる活動として交流会を開催します。

(3) 基本目標（地域づくり）在宅生活の自立支援を推進します。

ア 生きがい活動の推進

地域における生きがい活動を推進する目的等について協議し、その実現に向けて関係機関と連携して取組みを推進します。

イ 福祉サービスの推進

支援が必要な方が、地域で安心して暮らせるよう適切な情報提供や関係機関との連携により各種福祉サービスの充実に努めます。

また、介護保険等法制度の改正などに対応できる体制づくりに努めていきます。

(4) 基本目標（基盤づくり）社協基盤の強化を図ります。

ア 事務局体制の整備

地域福祉活動を推進するために必要な研修会へ参加し、福祉課題の的確な把握ができる専門性を高めます。

また、地域福祉活動を推進するために役員と事務局が連携して事業や活動を進める体制を整備します。

イ 地域福祉活動推進の財源整備

当社協の基盤である市民会員制度についての理解促進と会員意識の高揚を図る取組みを進め、区に未加入世帯を含め新規会員の確保を図り会費納入の促進に努めます。

また、善意銀行への預託金を有効活用する事業を企画するとともに、預託者名を社協広報紙に掲載したり、社会福祉大会において表彰することで、地域活動の後押しになり、寄付の拡大と啓発に繋がります。

ウ 共同募金運動の促進

資金の使途をはじめとする啓発の方法を工夫するとともに、効果的な配分に努めます。

エ 災害ボランティアセンターの設置・運営

2011 年の東日本大震災を契機に災害に備えた体制づくりに努めます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 活動計画の基本理念

私たちは地域の一員として、地域の人たちと協力し支え合って生活しています。お互いを理解し、よりよい関係を保ちながら「この地域に住んでよかった」という安心感に包まれて生活できる地域、また私たちが抱える生活課題を私たちが解決できるような地域を目指し、基本理念を『誰もが安心して暮らせる地域社会』と定め、これまでの取り組みの成果と課題、地域社会を取巻く状況、評価等の集約をした結果、第1次計画の基本目標を引き続き踏襲し、みなさんとともに取り組んでいきます。

みんなでつくる福祉のまち
「誰もが安心して暮らせる地域社会」

2 活動計画の基本目標

基本目標1 **輪づくり** 地域福祉活動を推進します

家庭や地域社会を取巻く環境の変化に伴い、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応するために、市民や地域社会を構成するあらゆる機関団体等の参加・協働による「向こう三軒両隣の助け合い活動」を進めます。

基本目標2 **人づくり** ボランティア活動を推進します

市民一人ひとりが、地域福祉に関する理解と関心を深め、地域福祉の担い手としてボランティア活動に参加し、ともに「支え合える」心を育てる取り組みを進めます。

基本目標3 **地域づくり** 在宅生活の自立支援を推進します

日常生活を送るうえで、何らかの支援を必要とする市民が、周囲から孤立することなく、必要な支援を受けながら、その人らしく暮らすことのできるよう、地域生活を支え合う福祉活動を進めます。

基本目標4 **基盤づくり** 社協体制の強化を図ります

地域福祉を推進する実施主体としての社協運営を強化するため、安定した自主財源の確保を模索するとともに、市と協働で地域福祉の推進に努めます。

また、市民から見えやすく分かりやすい信頼のできる当社協として、組織体制の整備と職員の資質向上を図ります。

第4章 計画の体系

1 計画の体系図

基本理念

みんなでつくる福祉のまち

「誰もが安心して暮らせる地域社会」

基本目標 1

輪づくり

地域福祉活動を推進します

基本計画

1. 支部（地区）社協を中核とした地域づくり
2. 住民参加の見守り体制強化
3. 生活支援活動の推進
4. 子育て支援の充実
5. 各種福祉団体への支援と連携

行動計画

1. サロンの開催
2. 支部（地区）社協活動の充実強化
3. 家族介護交流事業
4. 地域ケアシステム推進事業
5. 生活福祉資金貸付事業
6. 小口資金貸付事業
7. 心配ごと相談事業
8. 福祉機器貸出事業
9. 福祉車両貸出事業
10. 日常生活自立支援事業
11. 生活困窮者自立支援事業
12. 障害児親子通園事業
13. 遺児養育手当支給事業
14. 新入学児童祝金支給事業
15. 福祉団体の育成及び支援

基本目標 2

人づくり

ボランティア活動を推進します

基本計画

1. ボランティアの育成と参加促進
2. ボランティア活動の支援
3. ボランティア組織の充実

行動計画

1. ボランティア講座の開催
2. 福祉教育への支援
3. ボランティアセンターの運営
4. サークル活動への支援
5. ボランティア連絡協議会の運営支援
6. NP0・民間企業等関係機関との連携
7. 善意銀行の利用拡大
8. 活動財源の確保

基本目標 3

地域づくり

在宅生活の自立支援を推進します

基本計画

1. 在宅福祉の充実
2. 障がい者福祉サービスの充実
3. 介護予防の支援
4. 介護保険サービス事業の充実

行動計画

1. 訪問カットサービス事業
2. 在宅福祉サービス事業
3. 移送サービス事業
4. 子育てサービス事業
5. 配食・会食サービス事業
6. ふれあい交流会事業
7. 安心箱支給事業
8. ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業
9. 障害者自立支援事業
10. 重度障害者訪問入浴サービス事業
11. 障害者移動支援事業
12. 障害者福祉センター（障害者就労継続支援B型事業）
13. いきいきふれあい通所事業
14. 居宅介護支援事業
15. 訪問介護事業
16. 訪問入浴介護事業
17. 通所介護事業

基本目標 4

基盤づくり

社協体制の強化を図ります

基本計画

1. 組織体制の強化
2. 制度・計画等の整備
3. 財源の確保
4. 職員の資質向上
5. 情報公開の体制整備

行動計画

1. 組織機構の強化
2. 理事会、監事及び評議員会の開催
3. 部会及び委員会の充実
4. 苦情対応の体制充実
5. 災害支援の強化
6. 定款及び諸規定の整備
7. 事業計画・事業報告と事業評価
8. 地域福祉活動計画の推進
9. 会員の増強
10. 共同募金運動の推進
11. 公的財源の確保
12. 職員研修の充実と人材育成
13. 情報公開の推進
14. 広報紙の充実
15. コンピュータネットワークの拡充
16. ホームページの充実

第5章 行動計画

第1節 「輪づくり」 地域福祉活動を推進します

《サロンの開催 1-1-1》

事業概要 ・住民のみなさんが身近な場所に集まり、楽しく仲間づくりをしたり、困りごとなどを話し合ったりして、より良い暮らしにつなげる活動に対して助成することにより、支え合う地域づくりを推進する。

現況 ・年度別開催数でもわかるように年々開催が減少しており、助成年数に制限があったことなどから要領の見直しを行った。

※支部（地区）社協未設置地域で開催されるサロン開催事業に活動資金として助成することを明確にした。

○平成24年度までの助成要件

・身近な公共施設又は個人宅などで月1回、2時間以上、1回当たり5人以上、1年目20,000円、2年目以降10,000円、3年間の助成。

○平成25年度からの助成要件

・公共施設や個人宅などで月1回、2時間以上、1回当たり5人以上、1年目30,000円、2年目以降15,000円を支部（地区）社協設立まで助成。

○年度別サロン開催数

	H22	H23	H24	H25
笠間（ヶ所）	4	4	0	1
岩間（ヶ所）	10	8	8	3

※サロン事業から支部（地区）社協設立に至ったケースを除く。

※友部地区は、全地域で支部が設置されているため対象外となる。

評価と課題 ・サロン事業がより身近な地域で開催されるよう助言や支援をどう行っていくか。（活動をひろげるためには、拠点と協力者の確保が必要である）

・サロン事業を支部（地区）社協結成にどう繋げていくか。

今後の事業展開 ・支部（地区）社協未設置地域への子育て中の方や障がいのある方、高齢者の方まで幅広く働きかけを行っていきます。

・現状では、支部（地区）社協活動づくりに繋げることを目的としているが、本来のサロン活動の目的でもある身近に集まれる場づくりの推進を図って

いきます。

- ・事業のPRをしても実績が低調ならば、事業の在り方について検討します。

《支部（地区）社協活動の充実と強化 1-1-2》

事業概要 ・「向こう三軒両隣り」の精神を基本理念とし、お互いが助け合える体制づくりと地域福祉活動の担い手づくりを行ない、住み慣れた地域で誰もが安心安全な生活がおくれるよう、地域の福祉ニーズに応じた活動と地域のコミュニケーションづくりを展開している。

- ・社協会員会費の1/2が活動費
- ・社協会員会費の5%が広報助成金（年2回以上発行）

現況 ・笠間地区は、地区公民館単位12が設立目標、現11支部(地区)社協が活動をしている。

- ・友部地区は、小学校区5に対し6支部社協が活動をしている。
- ・岩間地区は、旧町民運動会単位18が設立目標、現7地区社協が活動をしている。

○年度別支部（地区）社協累計設置数

	H22	H23	H24	H25
笠間	5	8	8	11
岩間	4	6	6	7

評価と課題 ・支部（地区）社協活動に理解が得られ年々設置されてきている。

・未設置地域への働きかけを各地区の運営委員会と協力して行い、地域の実情に合わせた設置支援が必要である。

・次世代につづく担い手の確保をどうするか。

・活動拠点の確保が必要である。

今後の事業展開 ・全地域で設立することを目標とし、未設置地域への設置に向けた働きかけを続けます。

・笠間・岩間地区の設置範囲を広げていきます。

・組織力を高め、人材育成に努め活動の充実を図ります。

・それぞれの地域の実情（地域の団体や行事・活動内容）を把握し、連携して協力しあい、設置後の支援を続けていきます。

《家族介護交流事業 1-2-3》

- 事業概要
- ・在宅で高齢者等を介護している家族及びその援助者並びに高齢者と同居している者等が、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識や技術を習得することにより、介護者の負担軽減を図るとともに在宅福祉の向上及び介護予防に資することを目的とする。
 - ・独自の科目で、福祉制度や介護技術を学び家庭や地域で活躍する人材を育成する。
- 現況
- ・平成21年度より茨城県地域介護ヘルパー養成研修として実施していたが、平成23年度より短時間な講座として実施している。

○年度別参加者数

	H22	H23	H24	H25
参加者数(人)	9	15	27	41

- 評価と課題
- ・長時間の地域介護ヘルパー養成講座から短時間の講座に変えることにより気軽に受講できるようになった。
 - ・講座を選択制にした結果をみながら内容を検討し、受講しやすい日程を組む必要がある。
 - ・若い世代の参加者が少ない。
- 今後の事業展開
- ・受講生が参加しやすい講座に改善し、シニア世代だけでなく、若い世代も参加できる講座として実施します。
 - ・事業をPRし、地域の人材育成を図ります。
 - ・講座の内容見直しを毎年おこない、介護するという視点だけでなく、介護される側の内容も含めて実施します。

《地域ケアシステム推進事業 1-2-4》

- 事業概要
- ・高齢者や障がい者などが、住みなれた地域で安心して暮らせるように地域住民、医療、保健、福祉の関係者でチームをつくり日常生活を支援する。
- 現況
- ・支所ごとにコーディネーターを設置し随時相談を受け付ける。必要に応じて関係者とのクイック会議を実施。
 - ・独居高齢者を中心に、救急医療キット設置（在宅ケアチーム含め）を進めている。

○年度別実績

	内 容	笠間	友部	岩間
H22	相 談 件 数 (件)	603	730	554
	サービス調整会議 (回)	2	2	2
	ク イ ッ ク 会 議 (回)	12	9	10
	ケ ア チ ー ム 数 (チーム)	17	30	9
H23	相 談 件 数 (件)	252	671	617
	サービス調整会議 (回)	2	0	1
	ク イ ッ ク 会 議 (回)	9	12	17
	ケ ア チ ー ム 数 (チーム)	23	28	21
H24	相 談 件 数 (件)	374	1,022	813
	サービス調整会議 (回)	1	0	0
	ク イ ッ ク 会 議 (回)	7	17	17
	ケ ア チ ー ム 数 (チーム)	28	33	28
H25	相 談 件 数 (件)	604	653	882
	サービス調整会議 (回)	0	0	0
	ク イ ッ ク 会 議 (回)	8	14	14
	ケ ア チ ー ム 数 (チーム)	71	62	47

- 評 価 と 課 題
- ・ 市民にとって身近な相談窓口となるよう取り組みを行った。
 - ・ 高齢者以外にもファミリーケア（親子、兄弟）や障がい者、引きこもり、ゴミ屋敷などニーズが多様化しているため、さらなる関係機関との連携が必要である。
- 今後の事業展開
- ・ 保健、福祉、医療の総合的な相談窓口の役割や関係機関の連携が綿密に図れる事業として推進します。
 - ・ 見守り支援の構築を進め地域包括ケアシステムの理解を広めます。
 - ・ 緊急医療キットの拡充を図ります。

《生活福祉資金貸付事業 1-3-5》

- 事 業 概 要
- ・ 県社協の事業として当社協が貸付事務の委託を受け、市内在住の方々を対象に貸付申請を行う。
- 現 況
- ・ 総合支援資金 3 種類・福祉資金 13 種類・緊急小口資金・教育支援資金 2

種類・不動産担保型生活資金がある。

○年度別貸付数

	H22	H23	H24	H25
貸付数(件)	36	28	3	4

※貸付の決定及び貸付は県社協が行う。

- 評価と課題
- ・県社協で滞納者等に督促を送付しているが、居所不明で郵便が届かない滞納者が増えている。その為、公用で住民票を取り寄せ居所不明者を減らす必要がある。
 - ・住民票はそのまま、転居してしまう滞納者が多く連絡がとれない。
- 今後の事業展開
- ・目的に沿った貸付と生活の自立が図れる支援を行います。
 - ・県社協と連携し、民生委員児童委員の協力を得ながら借入者に対する償還計画の指導を行い、滞納の防止を図ります。また、状況に応じた償還免除の事務手続きを進めます。
 - ・対象となる世帯が制度に結びつくよう、さらなる周知を図ります。

《小口資金貸付事業 1-3-6》

- 事業概要
- ・市内在住の生活困窮者に緊急的に資金の貸付を行い、生活の安定と自立更生の一助とすることを目的とする。
- 現況
- ・各支所で対応している。
 - ・貸付限度額は一人 30,000 円まで(ただし、必要最小限の額)とし無利子、1 年以内の償還、保証人を必要とする。ただし、保証人がない場合には、民生委員児童委員、または市福祉事務所生活保護担当者の意見に基づき貸し付ける。

○年度別貸付数

	H22	H23	H24	H25
貸付数(件)	161	153	114	81

- 評価と課題
- ・滞納が多いため手持ち資金が減少し、限られた財源で運用を行わなくてはならない、フードバンク導入により資金面の支援だけでなく、物品(食品)面での対応ができたことで支援の幅が広がった。
 - ・生活保護者の借入申請が多いので、関係機関と連携した生活指導が必要である。

- 今後の事業展開
- ・原資確保が必要であるため、滞納者に対し督促状の送付や自宅訪問により、借入者の状況確認と直接償還指導を行います。
 - ・市福祉事務所、民生委員児童委員と連携し、借入者の生活実態と返済能力に応じた対応をし、必要とする方が制度に結びつくよう、事業周知を行います。
 - ・借入申請者の事情により、貸付ではなく物品（食品）支援で対応し、生活改善と負担の軽減を図ります。
 - ・フードバンクの有用性をPRし、市内の協力企業を募ります。

《心配ごと相談事業 1-3-7》

- 事業概要
- ・広く市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うとともに、地域における市民支援の体制整備を図ることを目的とする。

現況 ○開催日

相談名	時 間	笠間支所	友部支所	岩間支所
心配ごと	午後 1～ 4 時	火曜日	水曜日	木曜日
法 律	午前 10～12 時 予約制	第 3 金曜日	第 1 金曜日	第 2 金曜日

○年度別 各相談所・相談件数

		H22	H23	H24	H25
笠間	心 配 ご と (件)	87	67	65	52
	法 律 (件)	23	22	23	41
友部	心 配 ご と (件)	89	98	105	89
	法 律 (件)	40	35	35	34
岩間	心 配 ご と (件)	53	54	46	43
	法 律 (件)	30	39	31	27

- 評価と課題
- ・3支所で相談所を開設していることは、他支所でも相談が受けられ、市民の身近な相談窓口として機能を果たしている。
 - ・ケース検討会（勉強会）を実施することで、相談員の資質向上と対応に統一性をもつよう、努めている。
 - ・関係機関と連携し、相談内容に応じて適切な対応ができている。
 - ・身体的理由で来所できない相談者の対応をどうするか。

- ・相談員（学識経験者）の確保をどうするか。
- 今後の事業展開
- ・支所ごとに実施しているケース検討会（勉強会）を3支所合同でおこない、同じ相談者が訪れた場合、統一した対応が図れるよう今後も努めます。
 - ・来所出来ない相談者に対する電話相談を実施します。
 - ・気軽に相談できる相談所としてPRに努めます。

《福祉機器貸出事業 1-3-8》

- 事業概要
- ・日常生活を営む際に支障がある高齢者、障がい者等に福祉機器を貸出し社会参加の促進、健康保持、地域福祉の向上を図る。

- 現況
- 貸出機器
 - ・車いす、ベッド、松葉杖
 - ・搬送は申請者側で行う。

○年度別貸出数

	H24	H25
笠間(件)	73	56
友部(件)	67	76
岩間(件)	38	13
合計(件)	178	145

※車いす、ベッドについては、利用制限（介護保険制度を優先）あり。

※貸出期間が3ヶ月から更新を繰り返せば無期限だったため、返却が明確でなく在庫に影響がでてきている。そのため貸出期間を1ヶ月とし、更新は最大6ヶ月までとした。

- 評価と課題
- ・短期の外出や宿泊などで、広く利用されている。
 - ・返却されないケースがあるため在庫が不足することもある。
 - ・長期に貸出した機器が、返却されても使用不可能なものがある。

- 今後の事業展開
- ・在庫状況により他支所と連携し貸出しを行います
 - ・新たにベッドの購入は行わず、在庫及び返却されたもので対応し、長期の貸出希望の場合は、レンタル業者の案内を行っていきます。

《福祉車両貸出事業 1-3-9》

事業概要 ・ 高齢者、障がい者等に福祉車両を貸出し、社会参加の促進、地域福祉の向上を図る。

現況 ○貸出条件

- ・ 運転者は年齢 21 歳以上の者とし、必要のある場合は介護者をつける。
- ・ 近隣市町村にある医療機関への通院及び福祉事業等とする。
- ・ 使用時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、原則日帰りとする。
- ・ 運行に必要な燃料の負担は、市内往復 400 円、隣接市町村往復 600 円、隣接外市町村往復 800 円、県外往復満タン返し、その他の費用は利用者負担とする。

○年度別貸出実績

	H24	H25
笠間(件)	0	0
友部(件)	15	14
岩間(件)	25	12
合計(件)	40	26

※運転者が利用にあたって燃料の満タン返しで貸出しを行ってきたが、使用距離に差がありガソリンを入れづらいことなどから、貸出条件を改め、移送に見合った燃料費の徴収とした。

評価と課題 ・ 在宅介護が求められる中で、歩行困難な方などへの支援としてニーズがあり、車両が空いている時の有効活用にもなっている。

・ 利用頻度は月に 2～3 回程度であり、ほぼ同じ方が利用する。

・ 各支所で貸出車両の大きさに違いがあるので、軽リフトの使用を検討する。

・ 土曜日、日曜日の貸出しは、事故等の対応も含め、友部支所で対応可能か検討する。

今後の事業展開 ・ 貸出車両が空いてなく、貸出不可能な場合は、移送サービス利用の推進を併せて図ります。

・ 各支所で貸出可能な福祉車両を見極め、実績等に応じて事業の継続を図ります。

《日常生活自立支援事業 1-3-10》

事業概要 ・認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者など判断能力が不十分な方を対象に福祉サービスの契約や金銭の管理などの支援を行う。

現況 ・県社協が事業主体で平成 23 年度より当社協が基幹社協となり専門員を配置し事業を実施している。

・専門員 1 名と支所（地域ケア）職員とで対応していたが，平成 25 年度より本所で対応することとし，生活支援員が単独で支援を行えるように移行した。

・専門員 2 名（新規対応 1・既存対応 1）

○生活支援員数

笠間(人)	友部(人)	岩間(人)
3	6	4

○相談援助，契約等件数

H24	相談援助件数 62 件 （認知 38，知的 11，精神 7，その他 6） 契約件数 13 件 （認知 10，知的 2，精神 1，その他 0） 終了件数 6 件，利用人員 39 人
H25	相談援助件数 65 件 （認知 48，知的 4，精神 8，その他 5） 契約件数 14 件 （認知 12，精神 1，その他 1） 終了件数 10 件，利用人員 43 人

評価と課題 ・利用者の増加に合わせた適正な支援員の配置や利用者の担当変更などを行い，効率の良いサービスができた。

・今後，利用者の増加が見込まれるため，計画的に支援員を確保していく必要がある。現在，支援員 1 人あたり 2～4 人の利用者を担当しており，支援員は相談援助や金銭管理等に携わるため，人間性や専門性が求められる。

今後の事業展開 ・支援員確保のため，学識経験者や福祉行政経験者等に働きかけを行います。

・関係機関と密に連携をとり困難なケースに対応するため，支援員や専門員向けの内部研修会を実施します。

・成年後見制度を活用し，利用者の状況に合わせた支援を行います。

《生活困窮者自立支援事業 1-3-11》

- 事業概要 ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う。
(就労その他の自立に関する相談支援事業利用のためのプラン作成等)
- 現 況 ・生活困窮者自立支援法が平成26年12月に制定され、平成27年4月から福祉事務所を設置する自治体で施行する。
・これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充する。
・対象者は、生活保護受給者以外の生活困窮者。
失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がい疑われる者、矯正施設出所者・・・さまざまな人たちが考えられ、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちへの対応が重要である。
- 評価と課題 ・地域のさまざまな社会資源に働きかけ、発見や支援のネットワークを構築し、社会資源が不足すれば創造していく必要がある。
・既存制度の見直し、整理を行い支援内容を充実させていくことが必要である。
- 今後の事業展開 ・主管課（社会福祉課）をはじめ、関係各課（税務課、保険年金課、教育委員会、子ども福祉課、高齢福祉課、管理課（市営住宅窓口）等）との連携を密にするため、定例連絡会議を実施します。
・相談体制の充実を図ります。（主任相談支援員、相談支援員を各1人ずつ配置予定）
・民生委員児童委員、地域包括支援センター、障がい者相談事業者、地域ケアセンター等とネットワークを構築し、支援していきます。
・相談支援員の資質向上を図るため、外部研修への参加や内部研修（事例検討会）を実施します。

《障害児親子通園事業 1-4-12》

- 事業概要 ・情緒、言語、心身の発達などに問題がある児童に対し、適切な早期療育を実施することにより、児童の社会的参加への第一歩を積極的に援助し、もって児童福祉、障がい児福祉の増進に寄与することを目的としている。

現 況 ○平成 25 年度実績

笠間	おひさま教室 指導員 4 名 笠間保健センターで実施 登録児童 17 名 毎週火曜日
友部	つくしんぼ教室 指導員 4 名 友部保健センターで実施 登録児童 54 名 毎週火・水・木・金（うち 1 回は移動教室）
岩間	すずらん教室 指導員 4 名 岩間保健センターで実施 登録児童 13 名 毎週木曜日

- 評 価 と 課 題
- ・保健センターと連携をとりながら、利用者への指導もスムーズに行われている。
 - ・個別指導、相談を行うことで保護者が療育認識を高め、児童の能力が高まり就学にもつながっている。
 - ・各地区の事業内容に違いがあるため、調整が必要である。
- 今後の事業展開
- ・保健センターとの関わりがある事業なので、今後も連携を図ります。
 - ・事業内容の統一が図れるよう、関係機関と調整を図ります。

《遺児養育手当支給事業 1-4-13》

- 事 業 概 要
- ・市内在住で、父母、父又は母と死別した義務教育終了前（中学 3 年生まで）の保護者に対し、養育手当金を支給する
- 現 況
- ・遺児 1 人につき月額 2,000 円で、年 1 回支給（毎年 3 月支給予定）
 - ・広報かさま、お知らせ版等で案内、継続者には案内文書を送付する。
 - ・個人の申請により振り込みで支給している。
 - ・所得制限は設けていない。

○年度別支給実績

	H22	H23	H24	H25
世帯数(世帯)	23	24	25	25
遺児数 (人)	39	36	36	37

- 評 価 と 課 題
- ・市役所等に協力を依頼し、パンフレットや週報等で周知を図っている。
 - ・各支所に対応しているため効率的に実施できた。
 - ・市と連携し情報提供に努め、申請に漏れが無いようにする。
 - ・添付書類に遺児の証明となる戸籍が本籍地でないと発行されず、手間と費

用が掛かってしまう。

- 今後の事業展開
- ・戸籍等の個人情報厳守します。
 - ・市関係課（市民課、子ども福祉課）の協力を得て、今後も周知に努めます。
 - ・交通遺児育英基金の有効活用（入学支度金等）の検討を行います。

《新入学児童祝金支給事業 1-4-14》

- 事業概要
- ・母子、父子家庭において、小学校の新入学を迎える児童を養育している者に対し、祝金を支給することにより、夢ふくらむ学校生活を支援し、児童が心身ともに健全に育成されることを目的とする。
- 現況
- ・広報かさま、お知らせ版等で案内をし、個人の申請により1人につき5,000円を支給している。
 - ・茨城県母子寡婦福祉連合会の祝品と併せて支給。

○年度別支給件数

	H22	H23	H24	H25
支給数(件)	44	41	30	42

- 評価と課題
- ・茨城県母子寡婦福祉連合会の祝品と併せて支給し効率的に実施できた。
 - ・対象者の把握に対し、子ども福祉課と情報の共有に努める必要がある。
- 今後の事業展開
- ・茨城県母子寡婦福祉連合会の窓口である子ども福祉課と連携して、祝品・祝金の一括案内を行います。
 - ・就学時健診で案内を行います。

《福祉団体の育成及び支援 1-5-15》

- 事業概要
- ・団体の事業充実を図るとともに、団体育成を目的とする。
 - ・団体の事業助成として助成金支給で支援。
- 現況
- ・高齢者クラブ連合会
 - ・民生委員児童委員協議会
 - ・身体障害者福祉協会
 - ・手をつなぐ育成会
 - ・更生保護女性会
 - ・福祉施設協働事業連絡協議会
 - ・遺族会連合会

- ・福祉協力校[市内 42 ヶ所]

- ・介護者の会[笠間地区]

などへ助成金を支給している。

評 価 と 課 題

- ・事業の一助になっており，互いの協力関係も築けている。

- ・助成金額の見直しを図る必要がある。

今後の事業展開

- ・団体及び助成額については，事業内容や会員数等を踏まえ，共同募金配分委員会で協議し定めます。



第2節 「人づくり」 ボランティア活動を推進します

《ボランティア講座の開催 2-1-1》

- 事業概要
- ・講座を開催することで、市民が福祉への理解と関心を深める機会をつくる。
 - ・ボランティア活動や地域活動への参加意欲と資質を高め、仲間づくりや生きがい活動へのきっかけにつなげる。
 - ・講座終了後はサークル化を目指し、ボランティア人口を増やす。

現況 ○児童生徒向け講座

講座名	延参加人数(人)			
	H22	H23	H24	H25
中高生ワークキャンプ	20	38	79	83
夏休みわくわく体験教室	32 教室 643	34 教室 709	32 教室 493	34 教室 498

○市民向け講座

講座名	延参加人数(人)			
	H22	H23	H24	H25
手話講座（基礎講座）			40	
読み聞かせ講座	120	150	140	169
男性の料理講座	2ヶ所 136	2ヶ所 150	2ヶ所 125	2ヶ所 137
女性の食事学講座	3ヶ所 216	2ヶ所 112	2ヶ所 81	2ヶ所 56
傾聴ボランティア講座	2ヶ所 113	3ヶ所 109	3ヶ所 150	1ヶ所 35
精神保健講座	51		42	48
防災支援ボランティア講座	30	43	32	25
子育てママの応援講座			15	11
福祉体験ボランティア養成講座				9
第1火曜日の会		237	235	189

- 評価と課題
- ・修了者により新たなサークルが立ち上がり、各地区で活動を展開できている。
 - ・講座によっては、認知度が低く募集しても参加者が少ない。
 - ・再受講する人もいるが活動につながらない。
- 今後の事業展開
- ・身近な生活課題の解決につながる内容や即ボランティア活動に活かせる講座の開催をめざします。
 - ・ネーミング、チラシの工夫やホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用しPRに努めます。
 - ・アンケート調査を実施し、ニーズの把握をしながら事業を展開していきます。
 - ・子育て中の方を対象にして活動に導いていきます。
 - ・今後、ますます需要が見込まれる活動の講座は継続しながら、新たなボランティアの発掘、育成をめざします。特に男性ボランティアの加入促進に努めます。

《福祉教育への支援 2-1-2》

- 事業概要
- ・幼児、小、中、高校生を対象に社会福祉の理解と関心を高め、ボランティア活動を実践し、社会連帯の精神を養成する。
 - ・市民に福祉への関心をもってもらえるような学習の場を提供する。

現況 ○児童・生徒を対象とした福祉教育

(1) 小、中学生へのボランティアによる福祉体験（手話、点字、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験など）の指導

	H22	H23	H24	H25
学 校 数(校)	9	10	10	10
延 参 加 人 数(人)	1,029	970	858	835
協力ボランティア延人数(人)	143	133	155	148

(2) ボランティア活動普及事業協力校について

- ・平成20年度から、市内各学校および幼稚園、保育所など42ヶ所を指定して、各学校30,000円、幼稚園、保育所10,000円を助成し、家庭教育学級と連携しながら福祉の啓発に努めている。
- ・市内各学校、幼稚園、保育所等の関係者と連携を図るため連絡会を開催している。また、「先生のための研修会」等を開催している。

(3) 福祉作文の発行

- ・市内各学校から作文を募集し、「福祉作文集」を作成配布している。

○市民を対象とした福祉教育

- ・ボランティア会員の研修や交流会などを開催
- ・各種福祉講座の開催
- ・福祉啓発イベントの開催

評価と課題

- ・市内各学校とは会議や体験学習、募金活動を通じ連携を図ることができている。
- ・助成金を活かし、各学校とも特色ある活動を展開している。
- ・福祉体験は、学校の要望に合わせると時期が重なってしまい、指導者としてのボランティアが不足の状態である。
- ・地域、民間企業への啓発が薄い。
- ・友部特別支援学校や友部東特別支援学校への支援が少ない。

今後の事業展開

- ・教育委員会、家庭教育学級、校長会、各施設との連携強化を図っていきます。
- ・幼児から児童生徒、大人まで、広く福祉について理解してもらえるよう学習の場（機会）をつくっていきます。
- ・地域や学校、民間企業に情報を提供し相談窓口としての役割を果たしていきます。

《ボランティアセンターの運営 2-2-3》

事業概要

- ・「ボランティアを始めたい」「ボランティアを頼みたい」「ボランティア活動の情報を知りたい」など、ボランティア全般に関する相談窓口。
- ・ボランティア活動をより充実させ、活発にするために情報の収集と提供、各種ボランティア養成講座等を開催し、ボランティアの育成を図る。
- ・ボランティア活動に必要な器具機材などの貸出しをする。

現況

○拠点と活動状況

ボランティアセンター (友部支所)	・平成8年度からボランティアセンターを設置、推進員を配置し、月～金 9:00～16:00 まで推進業務を行っている。(推進員4名)
----------------------	---

	・管理栄養士を配置し、給食サービスなどの指導と調理実習等の指導をしている。
笠間支所	・平成 26 年度に社協笠間支所機能が確保され、ボランティアの活動拠点のスペースが確保された。
岩間支所	・「福祉センターいわま」と平成 20 年度に「市民センターいわま」2 階にボランティア活動拠点としての機能が確保された。

- 評価と課題
- ・活動拠点が 3 地区とも確保できた。
 - ・推進員が 3 地区より選出され、各地区の様子が分かるようになり、協力体制も確立されるようになった。
 - ・市民や関係機関、施設にセンターの機能や役割が十分に理解されていない。
 - ・災害ボランティアセンター立ち上げのためのマニュアルなどの整備がされていない。

- 今後の事業展開
- ・誰もが気軽に利用できる環境づくりを推進します。
 - ・市民のニーズに合った情報（インターネット・ホームページ・かさま社協だより）を発信していきます。
 - ・ボランティア活動へつながる人材の発掘をし、活動の継続を促進していきます。
 - ・災害時に備えたボランティアの育成や災害ボランティアセンターが設置できるような体制づくりをしていきます。
 - ・関係機関との交流を積極的に図っていきます。

《サークル活動への支援 2-2-4》

- 事業概要
- ・ボランティア活動に関心のある市民の組織（サークル）づくりと活動継続のための支援をする。
 - ・ボランティアサークル、地域活動への活動しやすい環境づくりを進める。
 - ・ボランティア活動保険の加入促進を図る。
 - ・サークル間の連絡調整をする。

現 況 ・講座終了後は、サークルへの加入および地域活動への参加を勧め、市民の福祉意識を高めている。

○登録サークル数とボランティア人数

	H22	H23	H24	H25
サークル数(サ-クル)	81	86	88	88
ボランティア人数(人)	1,329	1,356	1,447	1,439

- ・ボランティア活動保険の加入
 - ・各サークルへ研修費の助成（共同募金より）@500円×人数
- 評 価 と 課 題
- ・サークルへ助成金を交付することで研修会等を開催し、知識の向上や会員同士の交流及び仲間づくりができています。
 - ・同じ分野のサークル間での連携がとれてきている。
 - ・サークル活動のマンネリ化、ボランティアの高齢化、新規加入者が少ない等課題は多いが、現状を維持しながら支援している。
 - ・ボランティア保険に加入することにより、安心して活動ができています。
 - ・ボランティア連絡協議会未加入サークルへの支援が弱い。
- 今後の事業展開
- ・活動に伴う課題や負担に対し、相談や支援を行います。
 - ・サークル活動がしやすい場所の確保と雰囲気づくりに努めます。
 - ・ボランティアが気軽に参加できる研修会や交流会を充実させていきます。
 - ・サークル活動から新たな活動へ取り組めるように働きかけをします。
 - ・ボランティア入門講座などを開催し、新規加入者の増員を図っていきます。
 - ・活動に必要な情報を提供していきます。

《ボランティア連絡協議会の運営支援 2-2-5》

- 事 業 概 要
- ・ボランティア会員の資質向上を図る。
 - ・ボランティア活動の啓発を行う。
 - ・ボランティア連絡協議会の独自事業を実施する。

- 現 況
- ・笠間市ボランティア連絡協議会と3支部の体制ができています。
 - ・ボランティア連絡協議会では、研修会や交流会を実施している。
 - ・サークル間の横のつながりで組織されているボランティア連絡協議会は、個別の団体としてとらえ、当社協は、会議の通知や会計の手続きなどの支援をしている。

- 評価と課題
- ・ボランティア連絡協議会の役員会や会長会議を開催し、各支部での課題など共通理解が図れるようになってきている。しかし、活動を充実させるために検討は必要である。
 - ・自主性や効率性を一層高めるため、3支部のボランティア連絡協議会の連携や協力が必要である。
 - ・ボランティア連絡協議会の体制や会費等は3支部ごとに異なっているので検討が必要である。
- 今後の事業展開
- ・ボランティア連絡協議会3支部の連携を図り、ボランティア同士の交流が深まるよう支援をしていきます。
 - ・ボランティア連絡協議会が自主的運営を行えるように支援していきます。
 - ・体制や会費が統一できるよう働きかけます。

《NPO. 民間企業等関係機関との連携 2-2-6》

- 事業概要
- ・地域に密着した福祉活動が展開できるよう、行政、NPO、民間企業、民生委員児童委員、区長などの関係機関と連携を密にしながら福祉のまちづくりを進めていく。
 - ・連携を図ることにより、ボランティア活動をより充実させる。

現況 ○他機関との連携事業

こころの医療センター	精神保健講座の実施
学 校	福祉体験学習、募金活動、福祉作文等事業の実施
市 役 所	啓発事業への参加（福祉、環境、教育等）
市 内 福 祉 施 設	福祉施設協働事業連絡協議会との連携
県 社 協	福祉啓発のための共催事業の実施
民生委員児童委員	交流会、情報交換会の実施
NPO・民間企業	ボランティア活動の情報発信と連携

- 評価と課題
- ・NPO、民間企業などの協働事業が少ない。積極的な連携を図り、事業の展開が必要である。
- 今後の事業展開
- ・市や関係機関と情報交換を通じて連携を深め、より一層ボランティア活動を充実させていきます。

※NPO：NonProfitOrganization（ノン・プロフィット・オーガナイズーション）の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、法人格を持った営利を目的としない団体の総称。自主的な集まりで、社会貢献や慈善のための活動をする。

《善意銀行の利用拡大 2-3-7》

- 事業概要
- ・市民の温かい善意（金銭・物品）をお預かりし、預託者の意思に添って払い出すほか、地域福祉事業として高齢者、障がい者、児童、福祉機器の購入、災害支援等に役立てる。
 - ・広く福祉のまちづくりを進めていくために活用する。
- 現況
- ・個人および団体からの金銭、物品の預託。
 - ・預託者をかさま社協だより（年3回発行）で紹介。
 - ・決算報告をかさま社協だよりに掲載（年1回）

○年度別預託金

	H22	H23	H24	H25
預託数(件)	96	102	88	70
預託金(円)	1,626,562	3,001,609	2,782,290	1,923,821

・平成26年3月末日現在 善意銀行預託金総額 21,597,671円

○預託品

エコキャップ、プルタブ、使用済み切手、未使用ハガキ、紙おむつ、車いす、野菜など

- 評価と課題
- ・野菜などの物品は、給食サービスなどに有効に活用されている。
 - ・善意銀行配分に関する委員会等を設置し、払い出し基準について協議が必要である。
- 今後の事業展開
- ・寄付申込書に払い出し区分（事業）を追加し、預託者の意思を反映していきます。
 - ・当社協としての重点項目（事業）を定めて払い出し基準を作成します。

※預託：預け任せること。

《活動財源の確保 2-3-8》

- 事業概要
- ・ボランティア活動を持続し充実拡大させるために理解と福祉啓発を行いながら財源確保に向けた事業を実施する。
 - ・ボランティア活動に関する市補助金の確保をする。
 - ・共同募金、県社協、民間助成金事業の効果的な活用を図る。

現 況 ・サークル活動、ボランティア連絡協議会活動、研修会等ボランティアの育成は助成金で賄っているところが多い。

○ボランティア活動継続のための助成、他

市補助金	ボランティア育成のための研修費、ボランティア保険料など
ボランティア積立金（社協）	サークル活動助成費
共同募金	サークル研修助成費、ボランティアセンター運営費、各種講座費
民間助成金事業	サークル活動事業費
ボランティアによる自主財源確保事業	福祉バザー、フリーマーケット、グリーンフェスタ、サマーフェスタなどを実施し益金をボランティア事業費にする

評 価 と 課 題 ・ボランティア積立金からサークルへの助成することで活動がより活発となった。

- ・バザー開催などにより自主財源確保の取り組みがなされている。
- ・民間助成金事業を活かしきれていない。

今後の事業展開 ・ボランティア活動を持続し充実拡大を図るため、市と協働の体制をとり、現状の補助金確保への働きかけをしていきます。

- ・福祉意識の理解と啓発を兼ねた各種収益事業の拡大に努めます。
- ・民間助成事業に関する情報を収集し活用を進めます。
- ・今後もより一層自主財源の確保に努めていきます。



第3節 「地域づくり」 在宅生活の自立支援を推進します

《訪問カットサービス事業 3-1-1》

事業概要 ・外出困難者を対象に、理容・美容組合の協力のもと家庭を訪問し頭髪をカットする。

現況 ・理容・美容組合の協力により、年4回実施。利用者の家族と調整し、利用者自宅にて家族立会いのもと実施している。

・1回2,000円（利用者1,000円＋社協1,000円）を協力者に支払う。

・原則カットのみ実施

	H22	H23	H24	H25
回数（回）	12	12	12	12
対象者人数（人）	41	71	31	37
延回数（回）	107	116	87	102
協力事業所（ヶ所）	35	21	21	20

評価と課題 ・散髪のできる通所介護事業所等が増加しているため、利用者数が減少傾向にある。

今後の事業展開 ・利用者ニーズがあるうちは、事業の継続をします。

・ニーズに対応できる社会資源が整えば、事業を廃止します。

《在宅福祉サービス事業 3-1-2》

事業概要 ・「困った時はお互いさま」の精神で、高齢者、障がい者及び乳幼児等がいる家庭に対し、適切な家事・見守り・移送及び保育等の支援を行うことにより、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、地域で安心して生活できる福祉の向上を図ることを目的とする。

現況 ・家事支援サービス（食事の支度・買い物・洗濯・清掃・話し相手・通院等の付き添い・薬もらい）

・1時間あたり700円

○年度別利用実績

	H22	H23	H24	H25
協力会員（人）	139	106	113	96

利用会員数（人）	124	99	93	89
延利用回数（回）	3,499	2,876	2,433	2,219
延利用時間(時間)	4,787	3,945	3,189	3,078
延協力会員数（人）	3,763	3,244	2,711	2,494

- 評価と課題
- ・会員組織による「ほっとパルかさま」の運営は、他市では実施できてない優れた例である。
 - ・市内全域に同じ様なサービスが提供できるように努め、「困った時はお互いさま」の精神のもと、協力会員に無理のないよう考慮しながら、利用会員一人一人に合った支援ができるようにしていく。
 - ・今後、高齢化に伴い利用する方の増加が見込まれるので、常に要望に応えられるように体制を強化する。
 - ・協力会員の確保や事業内容について、各種団体に呼びかけ、特集号のチラシや広報などでPRを強化する。
- 今後の事業展開
- ・市や関係機関等と連携を図ります。
 - ・今後、ニーズは多様化してくると予測されるので、更にコーディネート能力をアップさせ、体制を強化します。

《移送サービス事業 3-1-3》

- 事業概要
- ・自力での外出が困難な心身障がい者（児）等の移動を支援し、在宅福祉の向上を図る。
 - ・利用会員、協力会員の会員制により実施している。
 - ・関東運輸局茨城支局に自家用車有償旅客運送者登録している。
- 現況
- ・センターを中心に調査、調整等を行う。各支所は担当職員が補う。
 - ・利用会員：要支援・要介護認定者、身体障がい、知的障がい、精神障がいにより移動困難な者。
 - ・協力会員：普通二種免許所持者もしくは指定講習修了者。
 - ・1時間あたりの利用料は700円、その他ガソリン代として（片道）市内200円、市外400円とする。
 - ・サービス内容：病院や公共機関等への送迎。

○年度別利用実績

	H22	H23	H24	H25
協力会員数（人）	54	52	48	37
利用会員数（人）	186	150	150	121
延利用回数（回）	2,323	2,197	1,960	1,671
延利用時間（時間）	2,789	2,607	2,153	1890.5
延協力会員数（人）	5,112	2,173	1,866	1,671

※減少の原因として、民間の福祉タクシー会社が増えた。

- ・使用車両 11 台（自家用車有償旅客運送者登録）
- ・高齢化に伴い運転手の定年制（75 歳）

課 題 と 評 価

- ・協力会員の高齢化。
- ・事前に車両と協力会員の調整が必要なため、急遽の利用は難しい。

今後の事業展開

- ・さらに市民の理解を深めてもらうため、チラシ・広報等で活動をPRし、協力会員の確保と育成に努めます。（若い力を求めて市内の幼稚園にも配布）
- ・登録車両の効率的な運行に努めます。
- ・認知症高齢者世帯や精神障がい者、車いす利用者等の移送対応が困難な場合は、他事業所と連携して進めます。

《子育てサービス事業 3-1-4》

事 業 概 要

- ・核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、多様な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互支援活動を実施することにより、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の整備に資することを目的とする。

現 況

- ・保育時間は原則午前 9 時から午後 5 時であるが、時間延長については利用会員、協力会員の合意ができれば延長する。
- ・午後 5 時以降は時間外 1 時間 100 円プラスで対応している。

○年度別実績

	H22	H23	H24	H25
協力会員数（人）	57	51	59	43
利用会員数（人）	5	2	3	4

	2 団体			2 団体
延利用回数 (回)	39	13	131	387
延利用時間(時間)	39	13	130	257
				2 団体
延協力会員数 (人)	314	153	349	748.5

評価と課題

- ・協力会員の継続的な確保が難しい。
- ・利用者が少ないため、協力会員の継続的な登録が難しく辞めてしまう。
- ・保育場所の確保。(保育場所を利用者宅か協力会員宅としているため、依頼をためらう。)
- ・放課後児童クラブの拡充と保育所の保育延長により、利用者は減少方向にある。
- ・職業等により保育時間の要望が違う。

今後の事業展開

- ・協力会員同士やボランティア等への声かけ等により協力会員を確保します。
- ・事業の周知に努め、身近で安心して子育てができる環境を整備します。
- ・交流の場として安心して遊べる保育場所（公共施設）を市と協議し確保します。
- ・ファミリーサポートセンターと連携しながら事業の展開に努めます。

《配食・会食サービス事業 3-1-5》

事業概要

- ・食事づくりが困難な高齢者等に対して、食生活を支援し、心のふれあいを行う。

現況

- ・調理・配達・送迎等をボランティアが実施している。

配 食：笠間市全域で実施。

会 食：友部地区のみで実施。

対象者：70 歳以上のひとり暮らし高齢者。

内 容：笠間地区は業者から購入した弁当をボランティアが配達していたが、平成 24 年度からは月 2 回手作りの弁当を届けている。友部・岩間地区はボランティア手作りの弁当をボランティアが届けている。

費 用：315 円（本人負担 200 円，市補助 115 円）

配達車代：200 円／1 回（市補助）

※配食は、地区により開催回数に違いがある。

・笠間-月 4 回 ・友部-月 3 回 ・岩間-月 4 回

○配食

	友部地区	笠間地区	岩間地区
開催日	第 2, 第 4 火曜日 第 1, 第 2 土曜日	毎週金曜日	毎週月曜日

○会食

	友部地区	笠間地区	岩間地区
開催日	第 1, 第 3 火曜日		

○年度別実績

		H22	H23	H24	H25
笠間	活動回数(回)	21	22	78	77
	対象者人数(人)	90	85	89	100
	延 人 数(人)	1,842	1,760	2,361	2,216
友部	活動回数(回)	36	37	40	40
	対象者人数(人)	179	205	117	122
	延 人 数(人)	3,297	3,905	2,238	2,020
岩間	活動回数(回)	40	45	42	40
	対象者人数(人)	74	73	80	72
	延 人 数(人)	2,043	2,048	2,068	1,779

評価と課題

- ・配食希望者も増加していて現在の事業実施方法は効率的である。
- ・利用者とボランティアとのふれあいが相互に図れている。
- ・会食の希望者が少ない。
- ・家に引きこもりがちにならないように、会食会の実施は必要である。
- ・多様化するニーズに対応するため食事サービスを提供していくことの検討も必要である。

今後の事業展開

- ・事業継続のため人材の確保に努めます。
- ・地域や支部（地区）社協でも実施できるよう呼びかけをします。
- ・希望人数の増加に伴い、規程の見直しも検討します。
- ・食生活の支援では市と連携をとり今後検討します。

《ふれあい交流会事業 3-1-6》

事業概要 ・ひとり暮らし高齢者を招待し、親睦を深めるため食事会を実施する。

現況

	対 象 者	内 容	参加負担金(円)
笠間	ふれあい電話利用者	食事会	0
友部	ふれあい電話利用者	日帰り交流会	1,000
岩間	70 歳以上 ひとり暮らし	日帰り交流会	1,000

評価と課題 ・平成 25 年度は、友部、岩間で統一実施することができた。

・全域で統一実施していく必要がある。

今後の事業展開 ・統一した事業実施ができるように検討します。

・利用者から相談があったときや、いつもと様子が違うときは、地域ケア
担当者と連携を図り迅速に対応できるようにします。

《安心箱支給事業 3-1-7》

事業概要 ・高齢者の緊急入院等に備え、入院用具を保管する衣装ケースの支給と、関係者への連絡先・かかりつけ医・傷病歴等を記載するシールを配布する。

現況

- ・民生委員児童委員に依頼をする。
- ・対 象 者：70 歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯、昼間・夜間ひとり暮らし高齢者。
- ・利用方法：民生委員児童委員を通じて申請。
- ・支給方法：一斉支給（随時受付も可）
- ・内 容：衣装ケース・連絡先シールを支給する。

○年度別支給実績

	H22	H23	H24	H25
配布人数(人)	174	707	555	328

評価と課題 ・平成 24 年度より、各地区とも申請から配布時期を統一し安心箱を一斉配布にする事により、依頼する民生委員児童委員や支給対象者への理解が深まった。

・安心箱を病室に置くことができず、袋型にできないかという意見も民生委員児童委員より出ている為、形状の検討が必要である。

今後の事業展開 ・安心箱から安心袋に（事業名も含め）変更します。

- ・安心箱への理解も深まり配布対象者が増加している中、支給目的や利用の効果また必要性を振り返り、配布対象者の見直しを検討していきます。
- ・配布方法については、必要に応じ随時配布をしていきます。

《ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業 3-1-8》

- 事業概要** ・70歳以上のひとり暮らし高齢者を訪問し、見守りと心のふれあいを図ることで様々な生活の不安や悩みを傾聴し、地域で孤立することなく安心して暮らすことのできる地域福祉を目指す。
- 現況** ・市補助事業（笠間）共同募金事業（友部，岩間）。また、訪問時持っていく内容も違う。

○平成25年度状況

	対象者	内容	配布数(人)	配布方法	財源
笠間	75歳以上ひとり暮らし高齢者	お菓子配布 (8月)	417	民生委員児童委員 ボランティア	市補助金
友部	70歳以上ひとり暮らし高齢者	歳末に配食 (12月)	377	民生委員児童委員 ボランティア	共同募金 (歳末)
岩間	70歳以上ひとり暮らし高齢者	節分豆 (1月)	257	民生委員児童委員	共同募金

- ・平成26年度は70歳以上のひとり暮らしが対象となり、3地区統一で、ボランティア手作りのひざ掛け(1500枚)を配布する。
- 評価と課題** ・財源や対象者年齢や事業内容に違いがあるので統一を図る必要がある。
- ・歳末弁当は利用者に喜ばれ、食の支援や心のふれあいが行え、地域福祉の向上につながっているため、今後も継続していきたい。
- 今後の事業展開** ・3地区統一した事業を進め、更に見守りと心のふれあいを図ります。

《障害者自立支援事業 3-2-9》

- 事業概要** ・市内に在住の障がい程度区分認定を受け、介護給付費の支給決定を受けている方が対象。
- ・利用者はサービスに係る費用の1割負担。

- ・財源は介護給付費，利用者負担。
- ・サービスの内容（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し，自立に向けた支援，また日常生活上必要なサービスを提供する。

現 況 ・介護保険事業所で実施。

○年度別利用実績

	H22	H23	H24	H25
延利用者数(人)	417	546	597	614
延時間数(時間)	4,454	6,125	7,661	8,813

評 価 と 課 題 ・近年，障がい者のひとり暮らしが増加しており，利用者数も増えてきている。

・利用者の増加傾向に伴い，多様なニーズに対応できる人材を確保することが課題である。

今後の事業展開 ・ヘルパーの増員を図り，利用者のニーズに即した柔軟かつ適切なサービスを提供します。

・各種研修会に積極的に参加し，ヘルパーの専門性を高め，更なる技術・知識・資質の向上に努めます。

《重度身障者訪問入浴事業 3-2-10》

事 業 概 要 ・市内に在住の重度身体障がい者及び難病疾患で，当該障がいにより入浴が困難な方が対象。

・利用者は1回当たり1,250円負担。

・財源は委託料，利用者負担。

・サービスの内容

看護員や介護員が利用者の居宅を訪問し，利用者の身体の清潔保持，心身機能の維持向上を図るため，浴槽を搬入して入浴サービスを提供する。

現 況 ・介護保険事業所で実施。

○年度別利用実績

	H22	H23	H24	H25
延利用者数(人)	27	46	29	41
延回数(回)	80	267	325	305

- 評価と課題
- ・重度訪問入浴業務の人材が、介護職、看護職ともに不足している。
- 今後の事業展開
- ・障害者自立支援事業及びその他関係機関との連携を密にし、利用者個々の障がいの状態に配慮しながら、サービスを提供するとともに、市民へのPRに努めます。
 - ・ハローワーク等に登録し人材確保に努めるとともに、更なる迅速・良質なサービス提供を目標とした外部研修等に積極的に参加します。
 - ・入浴車輛の更新計画をして、業務が円滑に実施できるように努めていきます。

《障害者移動支援事業 3-2-11》

- 事業概要
- ・市内に在住の屋外での移動に困難がある障がい者・障がい児及び医師により発達に障がいがあると診断された方が対象。
 - ・利用者はサービスに係る費用の1割負担。
 - ・財源は委託料、利用者負担。
 - ・サービスの内容
利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び、余暇活動等の社会参加のための外出の際にヘルパーを派遣し、安全に移動できるように支援する。
- 現況
- ・介護保険事業所で実施。

○年度別利用実績

	H22	H23	H24	H25
延利用者数(人)	17	68	94	70
延時間数(時間)	102	297	318	240

- 評価と課題
- ・ヘルパー車両による単独送迎は行っていないため、急な利用がある場合は対応が難しい。
- 今後の事業展開
- ・在宅福祉サービスとの連携を密にし、さらに利用者の安全と利便性を考慮したサービスを提供します。
 - ・利用者が利用しやすい体制づくりに努めていきます。

《障害者福祉センター「障害者就労継続支援B型事業」 3-2-12》

- | | |
|---------|--|
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none">・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的に支援する。・就労の機会を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な支援を行い、一般就労への移行に向けた支援を行う。 |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none">・障害者福祉センターは、「地域活動支援センターⅢ型事業」として市の事業を当社協が指定管理者となり運営を行ってきた。市との協議により事業内容に変更なく運営できることから、平成 26 年度より「障害者就労継続支援B型事業」に移行した。
主たる事業所：障害者福祉センターともべ「たけのこ」
従たる事業所：障害者福祉センターいわま「あおぞら」・通所手段は送迎サービス、自転車、徒歩、保護者送迎。・週 5 日、午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで。・内容は作業指導、社会活動・生活支援、工賃支給、レクリエーション等。・その他市の行事、交流会への参加。 |
| 評価と課題 | <ul style="list-style-type: none">・請負作業に関しては、両センターともに安定している。・事業移行に伴い、就労へ重点を向けることになる。 |
| 今後の事業展開 | <ul style="list-style-type: none">・市や支援学校の協力をいただき、利用者の確保を行うとともに、市内企業へ事業の理解とPRを定着させ、雇用につなげる働きかけをおこなっていきます。・地域の企業と連携を図り、請負作業の充実を目指します。・送迎サービスは、安心安全な運行を心がけます。・「たけのこ」「あおぞら」それぞれの独自性を活かしながら、統一性のとれた事業展開や職員の連携強化を図り、より良いサービスを行い利用者の「できること」を引き出せるよう、作業内容を考慮し支援に努めます。 |

《いきいきふれあい通所事業 3-3-13》

- | | |
|------|--|
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none">・在宅高齢者に日常動作訓練や趣味活動等の各サービスを提供し生きがいのある生活を送ることにより、要介護状態への進行を予防することを目的とする。 |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none">・平成 25 年度より 3 地区事業を統一し、「いきいきふれあい通所事業」とした。 |

各地区会場や事業内容は現状を活かし、地域にあった事業展開をしている。

○笠間地区（通称：ミニデイ）

- ・サービス：健康チェック，入浴，趣味活動，各種講座やレクリエーション
- ・昼食は業者やボランティアに依頼。

	開催場所	開催日	利用回数	利用者(人)	利用料(円)
内 容	地区公民館 (5ヶ所)	月曜日～ 金曜日	一人当たり 月4回	150	100

	H22	H23	H24	H25
開催日数(日)	320	302	312	302
延利用者数(人)	4,832	4,363	4,653	4,288
1日平均(人)	15	14.4	14.9	14.2

○友部地区（通称：お達者倶楽部）

- ・平成25年度より1日の受入人数を10人から16人に変更した。
- ・サービス：血圧測定，健康体操，趣味活動，各種講座やレクリエーション
- ・昼食はボランティア（お達者ランチ会）に依頼。

	開催日場所	開催日	利用回数	利用者(人)	利用料(円)
内 容	友部社会福 祉会館	月曜日～ 金曜日	一人当たり 月4回	51	100

	H22	H23	H24	H25
開催日数(日)	228	232	231	232
延利用者数(人)	1,789	1,788	1,800	2,139
1日平均(人)	8	7.7	7.8	9.2

○岩間地区（通称：いきいき）

- ・平成25年度より火・水・金曜日をいきいきふれあい通所事業にした。
- ・サービス：血圧測定，入浴，各種講座やレクリエーション。
- ・昼食やレクリエーションはボランティアに依頼。

	開催場所	開催日	利用回数	利用者(人)	利用料(円)
内 容	福祉センター「いわま」	火・水・金 曜日	一人当たり 月3回	150	100

	H22	H23	H24	H25
開催日数(日)	87	88	91	140
延利用者数(人)	2,977	2,703	2,697	3,734
1日平均(人)	34.2	30.7	29.6	27.0

評価と課題

- ・介護予防、引きこもり予防としての成果をあげている。
- ・全体的に男性利用者が少ない。
- ・利用者（特に認知症）の介護保険サービス移行の判断が難しい。

今後の事業展開

- ・平成 27 年度の介護保険法改正に伴う対応や各会場の問題等を委託者である市と調整します。
- ・3 地区の事業内容の調整や指導員の連携及び情報の共有を図ります。

《居宅介護支援事業 3-4-14》

事業概要

- ・市内に在住の介護保険認定を受けている 65 歳以上の方が対象。
(40 歳から特定疾病の方も対象)
- ・財源は介護給付費、委託料。
- ・サービスの内容（居宅介護支援、介護予防支援、認定調査）
介護保険法に基づくケアプラン作成、給付管理、介護保険認定者及び家族等への相談、助言、事業者及び関係機関との連絡・調整。

現況

- ・介護保険事業所で実施。

○年度別利用実績（支＝要支援・介＝要介護）

	介護度別実利用者数(人)							
	支 1	支 2	介 1	介 2	介 3	介 4	介 5	計
H22	207	429	1,045	994	753	505	368	4,301
H23	190	405	1,109	1,190	802	519	400	4,615
H24	232	491	1,303	1,356	737	594	333	5,046
H25	200	451	1,358	1,494	908	617	408	5,436

評価と課題

- ・利用者は年々増加傾向にあり、市民、市、医療機関からも一定の評価を得ている。
- ・事業所を統合したことで、多様なニーズや困難ケース等もケアマネジャー全員で迅速に検討・解決できるようになり、効率的、効果的に運営ができるようになった。

- ・研修を充実させスキルアップを図るとともに、モチベーションを高めていくことが必要である。
- 今後の事業展開
- ・市や関係機関と緊密に連携を図り、地域に即したサービスの提案・提供ができるような体制を整備していきます。
 - ・介護保険法の改正による対応がスムーズに行われ、柔軟かつ適切に、サービスが提供できるように進めていきます。
 - ・新規利用者及び困難事例の受入対応は、関係機関と連携を図り、スムーズな対応に努めます。

《訪問介護事業 3-4-15》

- 事業概要
- ・市内に在住の介護保険認定を受けている 65 歳以上の方が対象。
(40 歳から特定疾病の方も対象)
 - ・利用者はサービスに係る費用の 1 割負担。
 - ・財源は介護給付費，利用者負担。
 - ・サービスの内容 (訪問介護・介護予防訪問介護)
ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、自立に向けた支援，また日常生活上必要なサービスを提供する。
身体介護・・・清拭・入浴介助・食事介助・排泄介助・移動介助等
生活援助・・・掃除・洗濯・調理・買い物等
- 現況
- ・介護保険事業所で実施。
- 年度別利用実績 (支＝要支援・介＝要介護)

	介護度別実利用者数(人)								訪問回数(回)	訪問時間(時間)
	支 1	支 2	介 1	介 2	介 3	介 4	介 5	計		
H22	484	534	494	404	299	213	155	2,583	34,081	38,466
H23	423	597	470	376	257	179	151	2,453	30,828	34,900
H24	364	618	441	375	211	150	107	2,266	26,815	27,961
H25	308	568	414	420	270	134	91	2,205	26,412	26,748

- 評価と課題
- ・国家資格取得を前向きに取り組んできた結果、介護福祉士の資格取得者が増えた。
 - ・ケアマネジャー，及びその他関係機関との連携を密にし，利用者に対して迅速・良質なサービス提供に努めてきたが，さらに介護保険法に照らし，

自立支援に向けたサービス内容の理解を深めることが課題である。

- 今後の事業展開
- ・新規利用者の希望が、デイサービス利用へと向いていることも課題である。
 - ・更なるサービスの質の向上を目的とした、専門性を高める研修を行います。
 - ・各関係機関との連携を常に心がけ、住み慣れた地域における利用者の自立に向けた支援ができるように努めます。
 - ・平成 27 年度施行の介護保険法の一部改正による要支援者の動向を注視し、スムーズにサービス提供が移行できるような体制を整備します。

《訪問入浴介護事業 3-4-16》

- 事業概要
- ・市内に在住の介護保険認定を受けている 65 歳以上の方が対象。
(40 歳から特定疾病の方も対象)
 - ・利用者はサービスに係る費用の 1 割負担。
 - ・財源は介護給付費，利用者負担。
 - ・サービスの内容 (訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)
看護員や介護員が利用者の居宅を訪問し、利用者の身体の清潔保持，心身機能の維持向上を図るため，浴槽を搬入して入浴サービスを提供する。
- 現況
- ・介護保険事業所で実施。

○年度別利用実績 (支＝要支援・介＝要介護)

	介護度別実利用者数(人)								
	支 1	支 2	介 1	介 2	介 3	介 4	介 5	計	延人数
H22	0	0	20	23	27	83	144	297	1,317
H23	0	0	9	38	18	86	134	285	1,190
H24	0	0	8	18	28	63	106	223	835
H25	0	0	12	15	18	55	115	215	881

- 評価と課題
- ・新規利用者の希望が，デイサービスや通所リハビリ等に向いてきている。
 - ・訪問入浴業務の人材が，介護職，看護職ともに不足している。
- 今後の事業展開
- ・担当ケアマネジャー及びその他関係機関との連携を密にし，訪問入浴実施報告書及び，利用者状況を定期的に配布し，事業PRに努めます。
 - ・ハローワーク等に登録し人材確保に努めるとともに，更なる迅速・良質なサービス提供を目標とした外部研修等に積極的に参加します。

《通所介護事業 3-4-17》

事業概要 ・市内に在住の介護保険認定を受けている 65 歳以上の方が対象。

(40 歳から特定疾病の方も対象)

- ・利用者はサービスに係る費用の 1 割負担と食事代。
- ・財源は介護給付費，利用者負担，食事代。
- ・サービスの内容 (通所介護・介護予防通所介護)

利用者の心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため，事業者が設置する事業所に通所していただき，入浴・排泄・食事等の介護，生活等に関する相談及び助言，健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の介護及び機能訓練サービスを提供する。

現況 ・友部社会福祉会館内で実施。

○年度別利用実績 (支＝要支援・介＝要介護)

	介護度別実利用者数(人)								延人数
	支 1	支 2	介 1	介 2	介 3	介 4	介 5	計	
H22	144	219	270	290	220	163	38	1,344	10,164
H23	66	97	214	238	139	110	34	898	6,850
H24	27	85	164	206	101	76	29	688	5,540
H25	22	52	117	169	107	20	45	532	4,374

評価と課題 ・設備の整った他事業所の増加により，利用者の確保が難しくなっている。
・収支バランスを考慮した事業所運営に努めることが課題である。

今後の事業展開 ・平成 27 年度施行の介護保険法の一部改正に伴う要支援者に対するサービス提供が，スムーズに移行できるような体制を整備します。
・各関係機関との連携を密にして，新規利用者を確保します。



第4節 「基盤づくり」 社協体制の強化を図ります

《組織機構の強化 4-1-1》

事業概要	・本所，笠間支所，友部支所，岩間支所，介護事業所に職員を配置し業務にあたる。また，各支所には支部（地区）社協を設置している。
現況	・法人事業については，各事業所毎に地域の特性を活かし担当者による事務調整を行いながら業務を実施。 ・介護事業については，平成24年12月に新築した事業所において，介護保険法及び障害者総合支援法に基づく8事業（居宅，訪問，通所，入浴，自立支援）を実施。通所介護については，友部社会福祉会館内において事業を実施。 ・「いこいの家はなさか」の指定管理が平成25年度で終了。 ・障害者福祉センター「たけのこ」「あおぞら」が地域活動支援センターⅢ型事業から障害者就労継続支援B型事業に移行し，平成26年度より開始。
評価と課題	・合併後8年を経過し，組織体制の見直しが必要である。 ・介護事業部門においては，採算割れの事業所がでている。
今後の事業展開	・市民サービスの向上と地域密着を図るため，現在の体制を見直し，地域の特性を活かした格差のない事業展開を図ります。 ・市民の理解を得て組織体制を見直し，機能性・効率性の向上に努めます。 ・採算割れの介護事業所については，法改正にともない新たな事業展開を進めます。

《理事会，監事及び評議員会の開催 4-1-2》

事業概要	・理事会，評議員会は定例会（年3回）と臨時会（必要に応じて）とに分けて会長が招集し開催している。 ・監査は，中間と決算期の2回行っている。
現況	・理事18名，監事3名，評議員39名の選任については，平成26年度に改正し，市内全域の選出としている。 ・会議日程，議案内容等については，正副会長会議で協議検討して資料を作成している。
評価と課題	・選任規程を見直したことにより，市内全域から幅広く選出された。
今後の事業展開	・役員を対象に，事業概要の研修会等を実施し，多くの意見を求めます。

《部会及び委員会の充実 4-1-3》

- | | |
|---------|--|
| 事業概要 | ・当社協事業を円滑に行うため、3部会、5委員会を理事、評議員及び専門的学識経験者で構成している。 |
| | ・所管事項に基づき必要があれば随時開催し、理事会に報告並びに承認を受けている。 |
| 現況 | ・広報委員会は随時開催されている。 |
| 評価と課題 | ・広報委員会以外の部会・委員会にあっては、ほとんど開催されず再度、部会・委員会の目的を再検討する必要がある。 |
| 今後の事業展開 | ・必要に応じて部会・委員会を随時開催し、事業の進捗状況の報告、将来計画等を協議します。 |

《苦情対応の体制充実 4-1-4》

- | | |
|---------|--|
| 事業概要 | ・社会福祉法第82条の規定により利用者の苦情解決に努める。 |
| | ・福祉サービスに関する苦情処理。 |
| 現況 | ・市民からの苦情については、窓口等で職員が対応し、説明理解をいただいている。処理した苦情については、内容をまとめ職員に回覧、ファイル化している。 |
| | ・第三者委員を3名選任して、福祉サービスに関する苦情の処理をしている。 |
| 評価と課題 | ・苦情に対し担当者等が迅速に対応し第三者委員会を開催するに至るケースはない。 |
| 今後の事業展開 | ・苦情処理の研修会を実施し、対処方法を学びます。 |
| | ・苦情対応の体制として第三者委員が配置されていることを、かさま社協だよりやホームページ等により周知します。 |

《災害支援の強化 4-1-5》

- | | |
|-------|---|
| 事業概要 | ・災害時に備えたボランティアの育成及び災害ボランティアセンターを設置し速やかに活動を展開する。 |
| 現況 | ・災害時における社協職員行動マニュアル（初動編）は策定済である。 |
| | ・災害時に備え、発電機等の操作方法手順等の研修を実施している。 |
| 評価と課題 | ・社協職員行動マニュアル（行動編）を策定する必要がある。 |
| | ・災害ボランティアセンター設置に関するマニュアルを策定する必要がある。 |

- 今後の事業展開
- ・災害ボランティアに関する啓発と育成に努めます。
 - ・災害ボランティア活動支援マニュアル（県社協）を活用し、当社協の活動支援マニュアルを策定します。

《定款及び諸規程の整備 4-2-6》

- 事業概要
- ・事業の管理運営等に必要とされる定款，規程，要綱等を制定し，各種事業を展開する。
 - ・茨城県共同募金会では，笠間市支会の管理運営等に必要とされる会則を制定し，共同募金事業を展開する。
- 現況
- ・定款等 2 件，規程 46 件，要綱等 13 件，合計 61 件を制定している。
 - ・笠間市支会では，会則のみ 1 件を制定し，経理規程については茨城県共同募金会の規程を適用している。
- 評価と課題
- ・制度に沿った規程等の整備を行う必要がある。
- 今後の事業展開
- ・規程等をもれなく最新の資料によって整備します。
 - ・制度の改定等に対し速やかに規程等を見直します。

《事業計画・事業報告と事業評価 4-2-7》

- 事業概要
- ・事業計画及び事業報告については，事務局において作成し，理事会及び評議員会に上程し，承認及び議決を得て事業を展開する。
- 現況
- ・事業計画及び事業報告は各事業の担当者によって作成し，全体調整をした後に正副会長会議，理事会及び評議員会において審議した上で，承認及び議決を得て業務を進めている。
- 評価と課題
- ・全市的な重点課題と圏域的な重点課題を整理し，事業に取り組む必要がある。
 - ・事業評価の更なる活用や，地域のニーズにあった事業展開をする必要がある。
- 今後の事業展開
- ・事業評価制度（自己評価，2 次評価，3 次評価）を確立して，事業の改善と推進に努めます。
 - ・部会・委員会等との十分な協議をして，事務事業を展開します。
 - ・広報媒体（広報紙，ホームページ等）により市民へ事業の周知を図るとともに，市民誰もが関われる効果的な事業の実施により当社協事業の理解を図ります。

《地域福祉活動計画の推進 4-2-8》

- 事業概要
- ・第1次計画を基として、平成26年度に第2次計画を策定し、平成27年度から31年度の5年間事業を展開する。
 - ・計画の進捗状況を、職員及び委員会において毎年評価する。
 - ・3年目の中間年に見直し、5年目の最終年に次期計画を策定する。
- 現況
- ・関係機関及び市民の協力により策定作業を進め、平成27年2月に当社協会長に答申、平成27年3月に当社協会長が決定する。理事会及び評議員会に報告し、平成27年度より事業に反映する。
- 評価と課題
- ・更なる地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動計画と地域福祉計画の連携を強化する必要がある。
 - ・新たに導入した事業評価制度における各事業の課題・改善点などを考慮し計画の見直しまたは事業の改廃を行う必要がある。
- 今後の事業展開
- ・平成27年度より、第2次計画に基づき事業展開を図ります。
 - ・活動計画のダイジェスト版を各戸に配付、及び地域集会等へ参加し説明することにより、理解と協力を図ります。
 - ・事業評価制度（平成24年度～）を機能させ、より良い事業展開を推進します。

《会員の増強 4-3-9》

- 事業概要
- ・当社協の会員は福祉事業に賛同する市民、法人及び福祉に関する団体とする。
 - ・一般会員の会費は1,000円以上、特別会員の会費は3,000円以上で、毎年7月末日までに納入される。
 - ・会費は、支部（地区）社協活動費及び心配ごと相談事業等に使用される。
- 現況
- ・会員の種類と会費
 - 一般会費・・・1,000円以上
 - 特別会費・・・3,000円以上
 - 法人会費・・・3,000円以上

○会員会費額の推移

	H22	H23	H24	H25
会員会費額(円)	22,013,416	21,504,510	21,044,800	20,962,000
世帯数(世帯)	28,134	28,069	28,204	28,470

会 員 数 (人)	18,756	19,031	18,543	18,536
加 入 率 (%)	66	68	66	65

※会員数には、法人も含む。

- ・当社協の理事，評議員及び支部（地区）社協の役員の協力によって会員の増加を図っている。
- 評 価 と 課 題
- ・会員会費額は，年々減少化傾向にあるので，支部（地区）社協設置の意義や育成強化，会員会費の使途等について理解を深めることにより新規会員の確保が必要である。
- 今後の事業展開
- ・福祉のまちづくりに参画する仕組みである会員制度の周知を図ります。
 - ・地域に出向き，当社協の説明会等を開催し理解を深めます。
 - ・会員の増強を図るため，①市民に見える社協活動の展開②会員勧誘活動を推進します。

《共同募金運動の推進 4-3-10》

- 事 業 概 要
- ・茨城県共同募金笠間市支会の運営業務，共同募金運動の推進業務，広報・啓発業務，配分調整業務，会計業務。
- 現 況
- ・共同募金運動（赤い羽根募金，歳末たすけあい募金）の実施
毎年10月1日から12月31日 全国一斉に実施
 - ・募金については，戸別募金が全体の70%を占めている。
 - ・「笠間の町をよくするしくみ」をテーマに事業の展開

○年度別実績

	H22	H23	H24	H25
赤い羽根募金(円)	11,880,971	11,551,981	11,418,968	11,402,016
歳末助け合い募金(円)	9,661,267	9,551,676	9,536,679	9,385,711

- 評 価 と 課 題
- ・笠間市支会オリジナルポスターや報告書を作成し，広報活動に努める必要がある。
- 今後の事業展開
- ・当社協の事業を展開する上では，共同募金は重要な財源であるため，今後も配分事業等を見直し，市民のための事業展開を図ります。

《公的財源の確保 4-3-11》

- 事業概要 ・市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする当社協に対し、県、市、全国社協及び県社協等から、補助金、委託金、指定管理委託料、助成金等の公的資金が投入される。

現況 ○年度別財源

	H22	H23	H24	H25
県・市補助金(円)	72,650,000	70,385,000	65,460,000	68,117,000
市受託指定管理料(円)	159,894,000	154,078,000	153,870,000	145,842,000
県社協受託金(円)	415,000	4,870,000	4,674,000	4,929,000
県共募配分金(円)	18,500,000	18,775,000	18,188,000	19,508,000
合 計(円)	251,459,000	248,108,000	242,192,000	238,396,000

- ・内訳：補助事業3件、委託事業6件、指定管理5件

- 評価と課題 ・経済状況の低迷により公的資金の確保が難しくなっている。
- ・もっとも効果的で効率的な安定した財政運営を図る必要がある。

- 今後の事業展開 ・当社協ならではの事業展開を図り、「見える社協、魅せる社協、身近な社協」により、自主財源や公費の安定化に努めます。
- ・制度の改正等に伴う事業についても人的及び財源の確保に努めます。

《職員研修の充実と人材育成 4-4-12》

- 事業概要 ・県、県社協及びその他の団体の外部研修に参加することで、職員の資質向上を図る。

- ・介護部門において、技術向上のための内部研修を実施する。

- 現況 ・外部研修については該当部署を検討後、各支所へ連絡をする。
- ・出席希望者を調整、申し込みをする。
- ・研修終了後、復命書の提出または報告会を開催する。

- 評価と課題 ・宿泊を伴う研修会は、時間の余裕がなく、出席できにくい状況である。
- ・研修内容により参加者に偏りがある。

- 今後の事業展開 ・研修参加状況を研修台帳で把握し、職員が平均して研修に出席できるようにします。
- ・研修参加者による報告会を開催し情報の共有化を図ります。
- ・研修を通し、事務事業能率の向上を図るとともに、職員の育成に努め、最

良の組織づくりを目指します。

《情報公開の推進 4-5-13》

- | | |
|---------|---|
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none">・市民が情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、本会への市民参加の促進と信頼確保を図り、本会の公正で民主的な発展に寄与することを目的とする。・個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき、個人情報の保護に努める。 |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none">・情報の公開請求は、市内に在住又は在勤のもの、本会が行う事務事業に利害関係を有するもの等ができる。・公開承諾の決定は、請求を受けた日から起算して14日以内に文書で通知する。・情報の閲覧又は視聴は無料とし、情報の写しは有料とする。・個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）を役職員に周知し、市民に分かるように施設内に掲示する。 |
| 評価と課題 | <ul style="list-style-type: none">・個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）を事業実施にあたり市民に伝えている。・取得した個人情報を正確な状態で保つ必要がある。 |
| 今後の事業展開 | <ul style="list-style-type: none">・取得した個人情報を正確かつ適正に管理をします。 |

《広報紙の充実 4-5-14》

- | | |
|---------|---|
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none">・かさま社協だよりを年3回発行し、当社協事業の啓発・推進を図る。・「ボランティアセンターだより」もかさま社協だよりに含めて発行。 |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none">・市民による広報委員会を組織してかさま社協だよりを作成している。
笠間地区2名、友部地区7名、岩間地区2名 合計11名・1回当たりの発行部数 25,500部 |
| 評価と課題 | <ul style="list-style-type: none">・福祉のまちづくりの動きが、いきいきと分かりやすく伝えられるような紙面づくりになっている。・事業パンフレットについても、分かりやすく伝え本事業を理解してもらえるように作成している。 |
| 今後の事業展開 | <ul style="list-style-type: none">・広報委員の育成と支援に努めます。・広報紙及びホームページ等を活用し当社協事業のPRに努めます。 |

- ・地域の行事や情報をより多く掲載していきます。
- ・技術研修を行い、見やすく分かりやすい紙面づくりに努めます。

《コンピュータネットワークの拡充 4-5-15》

- | | |
|---------|---|
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・本所，笠間支所，友部支所，岩間支所，介護事業所間において同時に業務が遂行できるネットワークを構築。 ・本所にサーバーを設置し情報を保存・管理している。 <p>※本所，各支所，介護事業所間のネットワーク：光回線</p> <p>※支所内はLANケーブル：有線</p> |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループウェアにおいて各支所の会議室使用管理や事業スケジュールの管理ならびに職員動向及び業務内容の把握している。 ・会計ソフトにおいては，本所での伝票起票・資産状況の把握。 ・共有フォルダにおいて各担当部門の書類管理。 ・パソコン保有台数 法人部門 30台 サーバー 2台
介護部門 28台 |
| 評価と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報が増大しているため，情報の整理が必要である。 ・機器の老朽化に伴う新機種への移行が必要である。 |
| 今後の事業展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要な情報を整理します。 ・パソコン及び周辺機器類の購入準備金を確保します。 ・機器類の購入はリース方式とし，各種事業の経費として計上されるよう市と検討します。 ・ウィルス対策及び情報漏えい防止を徹底します。 |

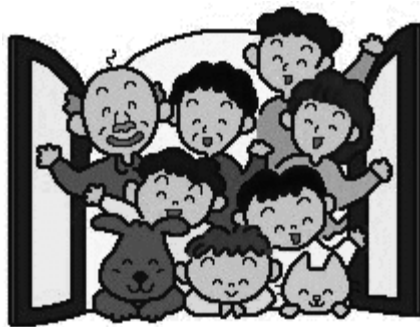
※コンピュータネットワーク：複数のコンピュータを接続する技術。または，接続されたシステム全体。情報化社会の基盤。

《ホームページの充実 4-5-16》

- | | |
|---------|--|
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・当社協のホームページにより事業等のPRをする。 |
| 現況 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員が随時ブログ，フェイスブック，ツイッター等のSNSを活用し，身近で最新の情報を提供している。 |
| 評価と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・直近の福祉情報を市民に速やかに提供している。 ・支部（地区）社協の広報紙も掲載している。 |
| 今後の事業展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい情報の提供，見やすく，アクセスしやすくします。 |

- ・身近な地域の情報を掲載し、親しまれるホームページづくりに努めます。
- ・広報委員と連携して役立つ情報を速やかに提供します。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（英: social networking service,SNS）とは、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。



資料編

笠間市の概況

笠間市の概要

笠間市は、都心から約100km、総面積は240.27km²で、茨城県の中央部に位置しています。区域は、東西約19km、南北約20kmで構成され、北部は城里町、栃木県、西部は桜川市、東部は県都水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市に隣接しています。地勢は、市の北西部は八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、南西部には愛宕山が位置し、北西部から東南部にかけ概ね平坦な大地が広がり、本地域の中央を溜沼川が北西部から東部にかけて貫流しています。気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっています。



市章の由来（平成18年3月19日制定）

3市町の合併を意味する強い団結の輪で、笠間市の頭文字「K」を表現。人も緑も水もいきいきと輝く姿や、また列車や自動車道等の交通の要衝としての利便性も表し、「住みよいまち、訪れてよいまち、笠間市」をイメージしました。

笠間市の花・木・鳥（平成19年1月1日制定）



市の花「きく」

笠間市は、菊まつりや菊人形が有名で、伝統があります。一方、市内では農業生産としての菊の栽培が盛んに行われています。



市の木「さくら」

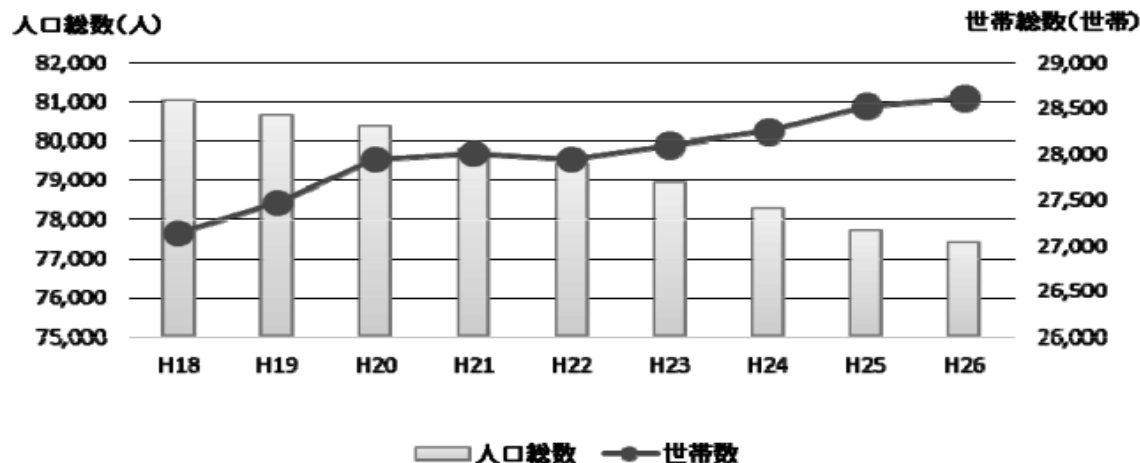
笠間市内には、愛宕山、北山公園、佐白山など、桜の名所が数多くあり、花が咲き誇る春には、各所で桜まつりが行われています。



市の鳥「うぐいす」

笠間市全域に生息しているうぐいすは、鳴き声が美しく、春の訪れを感じさせてくれます。自然環境に恵まれた笠間市をイメージできます。

●人口の世帯の推移



■笠間市の将来推計人口（自然動態・社会動態を含む見込）

男女計	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
総数	79,409	76,794	73,890	70,585	66,984	63,100	58,989
0～4 歳	2,949	2,681	2,331	2,085	1,933	1,799	1,645
5～9 歳	3,515	2,965	2,686	2,337	2,091	1,940	1,806
10～14 歳	3,810	3,513	2,960	2,685	2,337	2,090	1,939
15～19 歳	3,909	3,639	3,397	2,862	2,595	2,259	2,020
20～24 歳	3,645	3,447	3,364	3,144	2,647	2,398	2,086
25～29 歳	4,198	3,554	3,426	3,346	3,128	2,635	2,387
30～34 歳	4,720	4,086	3,497	3,378	3,297	3,082	2,597
35～39 歳	5,499	4,692	4,063	3,482	3,363	3,283	3,069
40～44 歳	4,947	5,428	4,637	4,019	3,446	3,328	3,249
45～49 歳	4,918	4,898	5,373	4,593	3,982	3,415	3,300
50～54 歳	5,226	4,843	4,826	5,295	4,529	3,929	3,371
55～59 歳	6,376	5,109	4,741	4,729	5,192	4,443	3,856
60～64 歳	6,630	6,210	4,979	4,631	4,628	5,084	4,355
65～69 歳	5,253	6,345	5,954	4,783	4,458	4,462	4,904
70～74 歳	4,328	4,897	5,950	5,600	4,511	4,215	4,229
75～79 歳	3,790	3,907	4,447	5,444	5,141	4,162	3,908
80～84 歳	3,053	3,171	3,296	3,791	4,698	4,461	3,641
85～89 歳	1,726	2,177	2,324	2,445	2,858	3,614	3,464
90 歳以上	918	1,232	1,639	1,936	2,150	2,501	3,163
0～14 歳	10,273	9,159	7,977	7,107	6,361	5,829	5,390
15～64 歳	50,068	45,906	42,303	39,479	36,807	33,856	30,290
65 歳以上	19,067	21,729	23,610	23,999	23,816	23,415	23,309
75 歳以上	9,487	10,487	11,706	13,616	14,847	14,738	14,176

データ：国立社会保障・人口問題研究所

笠間市の将来推計人口をみると、約 30 年後には、人口が 6 万人を切ると推計されており、本格的な人口減少、少子高齢化社会をむかえようとしています。「笠間の人口」のデータを参考に、笠間市の将来について考えてみてはいかがでしょうか。

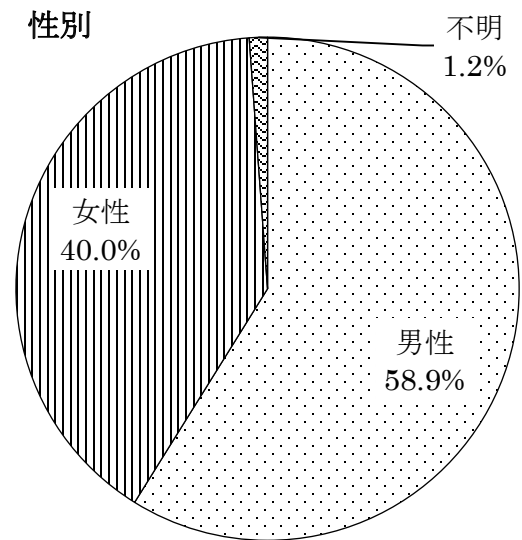
平成 26 年度統計かさま より

市民アンケートの結果

1. 回答者の性別

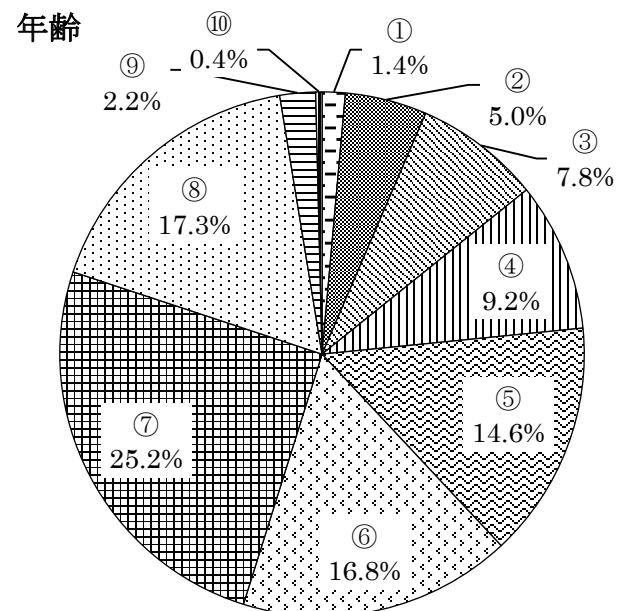
	人数
男性	455
女性	309
不明	9
合計	773

- ・回収率 77.3%と多くの方に協力をいただきました。
- ・回答者の 6 割が男性，4 割が女性でした。



2. 回答者の年齢

	合計	男性	女性	不明
①.10 歳代	11	7	4	0
②.20 歳代	39	18	21	0
③.30 歳代	60	14	46	0
④.40 歳代	71	34	36	1
⑤.50 歳代	113	49	63	1
⑥.60～64 歳	130	78	52	0
⑦.65～69 歳	195	147	45	3
⑧.70 歳代	134	96	35	3
⑨.80 歳以上	17	10	6	1
⑩.不明	3	2	1	0
合 計	773	455	309	9

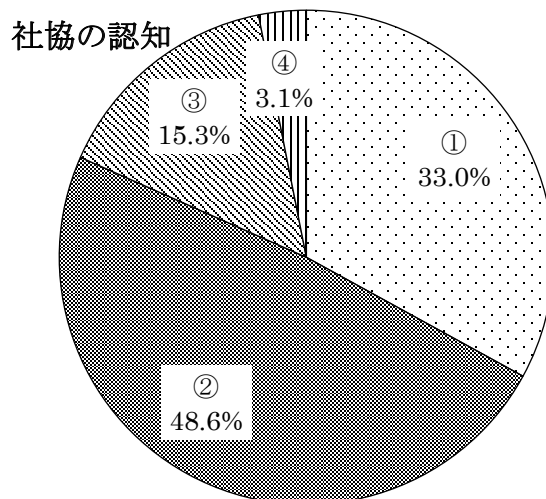


- ・年齢別では，⑦65～69 歳が 25%と最も多く，次いで⑥60～64 歳の 17%と⑧70 歳代の 17%と全体の約 6 割を 60 歳以上の方で占められています。

3. あなたは、笠間市社会福祉協議会をご存知ですか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.名前も活動内容も知っている	255	156	94	5
②.名前と活動内容の一部を知っている	376	217	156	3
③.名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない	118	67	50	1
④.名前も活動の内容も知らない	24	15	9	0
合 計	773	455	309	9

- ・名前と活動内容（一部も含む）を知っている方が、82%と高い割合になっています。
引続き社協事業をわかってもらえる事業や啓発活動に努めます。



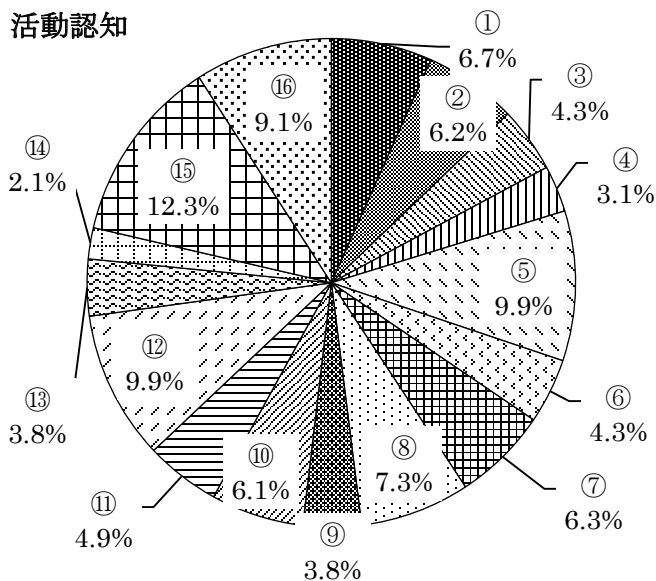
4. 前問で①あるいは②と答えた方に伺います。

あなたは、笠間市社会福祉協議会の、どのような活動をご存知ですか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.支部地区社協活動やサロンの開設	285	180	102	3
②.地域ケアシステム推進事業・日常生活自立支援事業	263	158	103	2
③.障害者就労継続支援B型事業(たけのこ、あおぞら)	184	85	96	3
④.親子通園事業(つくしんぼ、すずらん、おひさま教室)	131	49	81	1
⑤.在宅福祉サービス事業(家事支援、移送サービス、子育て支援)	423	237	181	5
⑥.低所得者福祉事業(小口貸付、生活福祉資金貸付)	184	104	77	3
⑦.相談事業(心配ごと相談、法律相談)	267	153	112	2
⑧.ボランティアセンター事業(各種講座、夏休みわくわく体験教室、福祉体験教室)	310	162	144	4
⑨.善意銀行(金品の預託)	164	95	69	0
⑩.高齢者福祉事業(訪問カットサービス、安心箱支給)	262	152	108	2
⑪.いきいきふれあい通所事業(介護予防事業)	211	101	107	3
⑫.介護保険事業(居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護)	420	236	178	6
⑬.自立支援居宅介護事業(障がい者ホームヘルプ事業)	160	87	72	1
⑭.家族介護教室	88	49	39	0
⑮.赤い羽根共同募金・災害義援金の受付	523	325	192	6
⑯.福祉車両及び備品の貸出(リフト車、車いす、行事用品等)	388	229	157	2
合 計	4,263	2,402	1,818	43

- ・⑮赤い羽根共同募金・災害義援金の受付が12%と最も多く、次いで⑤在宅福祉サービス事業と⑫介護保険事業が10%で同率となっています。
- ・①支部地区社協活動・・・や⑧ボランティアセンター事業の認知度を高めるような事業展開を図る必要があります。

活動認知



5. 地域での福祉活動を充実させていくために、特に取り組んでいかなければならないことは、どのようなことだと考えますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.訪問介護等の介護保険サービスの充実	425	245	175	5
②.介護保険や自立支援費制度以外の在宅福祉サービスの充実(高齢者,障害児・者等)	355	205	145	5
③.児童福祉サービス,子育て支援の充実	348	198	148	2
④.児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育,ボランティア活動等の充実	259	144	114	1
⑤.福祉に関する情報提供の充実(インターネット等を含む)	183	108	73	2
⑥.住民同士の助け合いの仕組みづくりとその充実	319	203	113	3
⑦.NPO 活動など,市民活動への支援	96	54	42	0
⑧.福祉に対する要望,ニーズの把握とサービスの企画・実施	201	120	78	3
⑨.福祉に関する相談や苦情の受付	179	119	59	1
⑩.福祉団体への支援や育成	133	80	52	1
⑪.福祉に関する学習や講習,講演会などの開催	174	97	75	2
⑫.法人後見や市民後見人の養成などの成年後見に関する事業	98	59	38	1
⑬.その他	13	10	3	0
合 計	2,783	1,642	1,115	26

- ・福祉サービスの充実（介護・在宅福祉・児童子育て）を望む声が多く、次いで住民同士の助け合いの仕組みづくりが高い割合となっています。

・⑬その他の意見

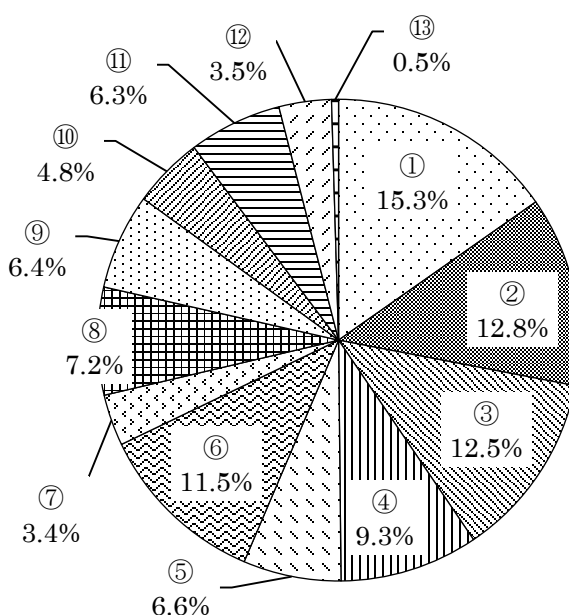
低所得者・障がい者世帯への支援、
教育現場での福祉教育を通して生
活弱者への視点を養う。

買い物支援やセーフティネット対
策の充実。

一方的な情報提供は不要。

ボランティアを知っていただくた
めのイベントの開催等。

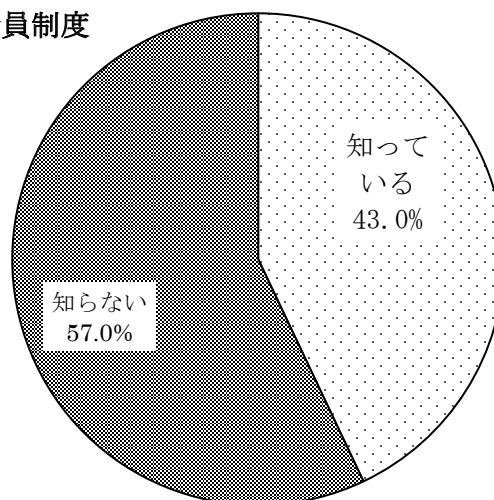
地域福祉活動の充実



6. あなたは、笠間市社協福祉協議会の会員制度をご存じですか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
知っている	314	198	110	6
知らない	417	234	181	2
合 計	731	432	291	8

会員制度



- ・会員制度を知らない方が57%と多く、もっと会員制度の必要性や会費の使われ方など周知する必要性が浮き彫りになりました。

7. 近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方(一人暮らしの高齢者・介護をしている家族、子育て中の家族等)への支援(日常生活上の手助け・お手伝い)について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.近所に住む者として、できる範囲で支援したい	354	226	122	6
②.支援をしたいが、何をすればいいのかわからない	139	82	57	0
③.支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない	176	90	85	1

④.支援は市役所などがやる仕事なので,近所の者がしなくてもよい	9	9	0	0
⑤.余計なお世話になってしまうので,支援はしない	25	10	15	0
⑥.その他	13	7	5	1
⑦.わからない	33	18	15	0
合 計	749	442	299	8

- ・ ①と②の支援をしたいと回答された方が, 493 人と全体の約 66%を占めており, 今後社協活動を進めるうえで大きな力となります。

- ・ ⑥その他の意見

支援は最後まで出来ないので中途半端でやらないほうが良い。

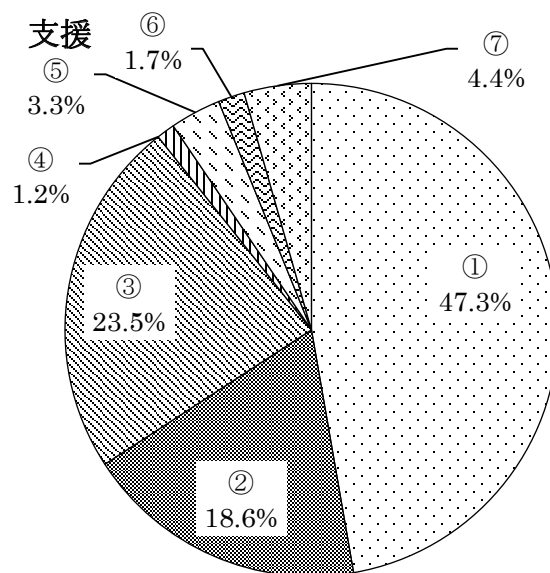
近所の方がわからないので支援出来ない。

民生委員児童委員との連携を密にし, 連携した支援が重要。

相手が支援を必要としているのかわからない。

プライバシーの問題があるので支援は難しい。

近所の方の見守りが大事です。



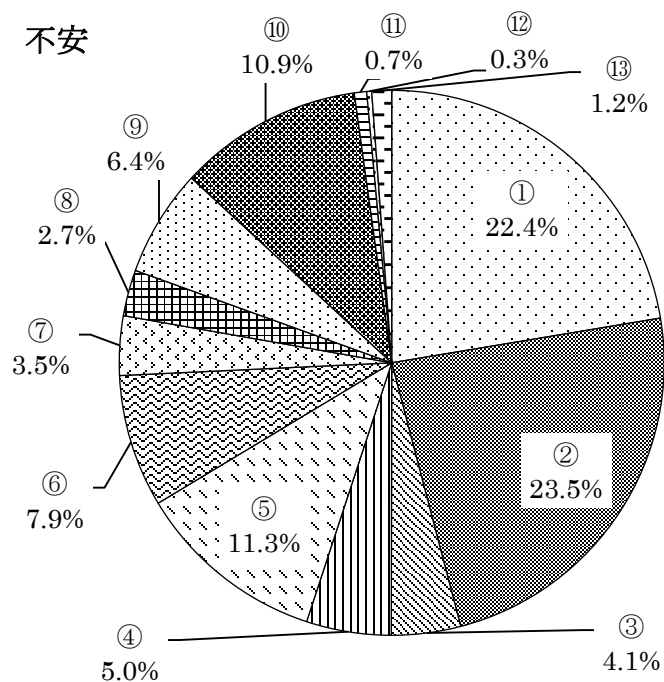
8. あなた,あるいはご家族は現在,日々の生活において,主にどのような悩みや不安を感じていますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.自分や家族の健康	458	277	177	4
②.自分や家族の老後	482	296	182	4
③.生きがい	84	49	34	1
④.子育て	103	45	57	1
⑤.介護の問題	232	126	103	3
⑥.経済的な問題	161	88	70	3
⑦.隣近所との関係	72	41	30	1
⑧.住宅のこと	56	30	26	0
⑨.地域の治安	130	74	56	0
⑩.災害時の備え	224	124	99	1
⑪.人権問題	15	11	4	0
⑫.その他	6	3	3	0
⑬.悩みや不安はない	24	13	11	0
合 計	2,047	1,177	852	203

- ・①②で46%と健康や老後に関する悩みや不安が多く、次いで⑤介護の問題や⑩災害時の備えと身内や周りの人に迷惑をかける事への関心事が多いようです。

・⑫その他の意見

地域の治安（特に交番がない）
や火災のこと。
平和が続くか。
親族関係。



9. その悩みや不安について、誰に、もしくはどこに相談していますか。

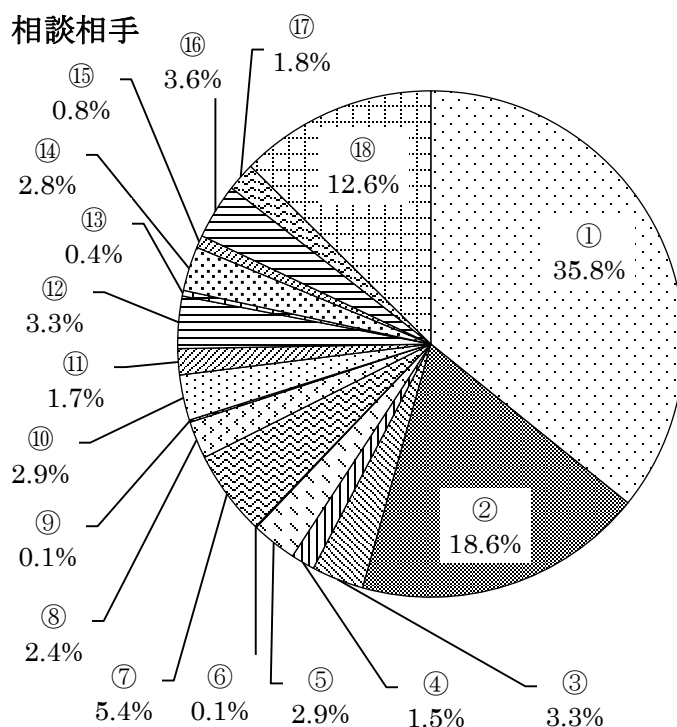
	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.家族・親族	494	270	221	3
②.近所の人、友人・知人	256	110	144	2
③.職場の上司や同僚	46	19	27	0
④.行政区などの役員	21	16	5	0
⑤.民生委員児童委員	40	29	11	0
⑥.人権擁護委員	1	1	0	0
⑦.医療機関(医師・看護師等)や薬局	75	47	28	0
⑧.福祉サービスの事業所やその職員	33	14	19	0
⑨.NPO やその他の民間団体	2	0	2	0
⑩.市の相談窓口や職員	40	26	14	0
⑪.保健センターの窓口や職員	23	7	16	0
⑫.地域包括支援センター・介護支援専門員(ケアマネジャー)	46	25	21	0
⑬.ボランティア	5	4	1	0
⑭.社会福祉協議会の窓口や職員	39	24	15	0
⑮.その他	11	4	7	0
⑯.どこに相談してよいかわからない	49	36	13	0
⑰.相談できる人や場所がない	25	15	9	1
⑱.相談してない(しない)	174	126	46	2
合 計	1,380	773	599	8

- ・相談相手は、①家族、親族が最も多くなっています。
- ・それぞれ専門機関へ相談されている方が多いようです。

・その他の意見

警察＝生活安全課，または駐在所。

子育てのことは，こども園の先生，または，つくしんぼの先生，子ども，兄弟と常に交流相談等。

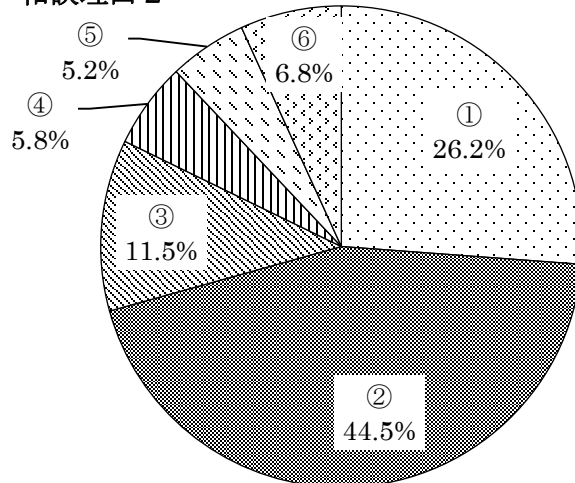


10. 前問で⑩を選ばれた方にお伺いします。相談しない理由はなんですか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.自分でぎりぎりまで頑張りたいから	50	37	12	1
②.自分や家族で何とかやっているから	85	64	19	2
③.誰に相談すればいいかわからないから	22	18	4	0
④.気軽に相談できる相手がないから	11	5	6	0
⑤.自分や家族のことを他人に知られたくないから	10	4	6	0
⑥.その他	13	8	5	0
合 計	191	136	52	3

- ・自分自身や家族（①②）に相談している方が，7割を占めていますが，誰に相談すればいいのか③，気軽に相談できる相手がない④，他人に知られたくない⑤までで，約23%となっており，課題解決に導く総合相談としての心配ごと相談や法律相談のPRに努める必要があります。

相談理由 2



11. 住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思いますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.福祉や保健に関する情報提供を充実させる	353	189	161	3
②.支援を必要とする人の多様なニーズに応えられるような豊富な種類のサービスを用意する	292	161	130	1
③.福祉や保健に関するサービスを提供する事業者を増やす	161	78	81	2
④.地域における福祉や保健に関する活動の中心となる人材(地域福祉のリーダー)を育てる	194	122	71	1
⑤.住民間の調整や住民と関係団体をつなぐ人材(地域福祉のコーディネーター)を育てる	154	95	59	0
⑥.福祉や保健に関するボランティア活動を活発にする	128	78	49	1
⑦.地域福祉活動の拠点となる場所(サロン)を創出する	110	66	43	1
⑧.社会保障制度(年金・医療・介護)の安定を図る	403	242	155	6
⑨.地域福祉活動を支えるための会費や寄付を募る	20	13	7	0
⑩.学校などでの福祉や保健に関する教育を充実させる	153	79	74	0
⑪.多くの住民が福祉や保健に関する関心を高められるような啓発を行う	195	113	80	2
⑫.道路・商店・病院・公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化を進める	137	68	68	1
⑬.その他	10	6	3	1
合 計	2,310	1,310	981	19

- ・安心して生活していくために必要なことは、
⑧社会保障制度の安定を図る。次に①福祉や保健に関する情報提供を充実させる。と③支援を必要とする人の多様なニーズに応えられるような豊富な種類のサービスを用意する。の順になっています。
- ・また、地域福祉のリーダーの育成やボランティア活動をより活発にする等地域福祉活動の充実も求められています。
- ・その他の意見

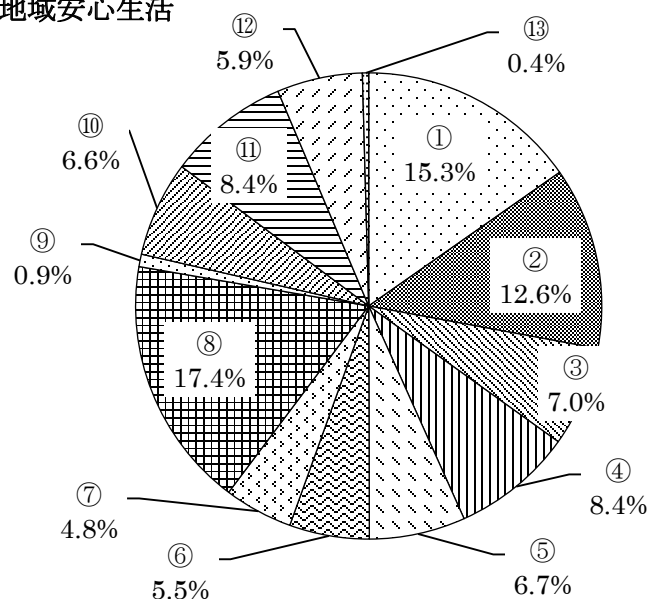
小さいころからの教育や他地域での成功事例を参考にする。

地域の人が気軽に集まれるサロンや簡易図書館等の設置。

サービスを受ける側の意見を聞き、運営

に参加してもらう。本当に支援が必要な人に支援がされない体質を改善する。

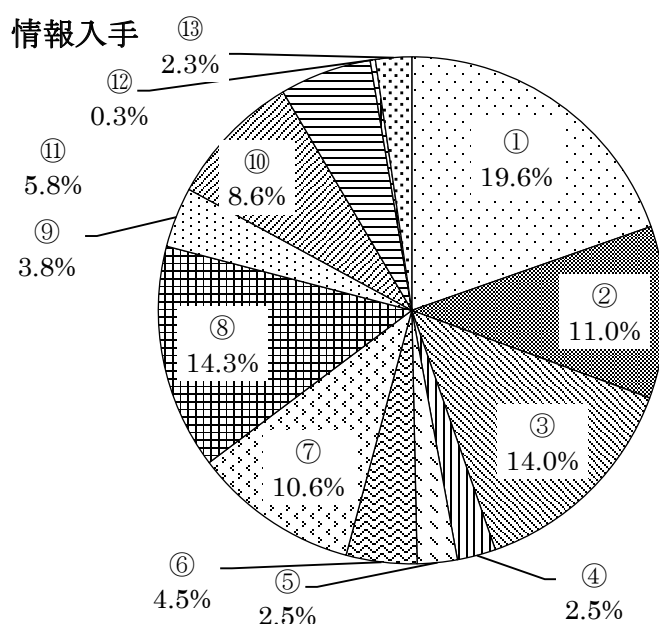
地域安心生活



12. あなたは、福祉や健康に関する情報を何から入手していますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.広報かさま	470	268	197	5
②.市の週報	263	164	99	0
③.社協かさま	336	203	131	2
④.民生委員児童委員	59	37	21	1
⑤.隣近所の人	61	27	34	0
⑥.病院や施設	108	57	50	1
⑦.新聞	253	160	90	3
⑧.テレビやラジオ	343	204	135	4
⑨.書籍や雑誌	92	59	32	1
⑩.家族や友人・知人	206	102	103	1
⑪.インターネット	140	86	53	1
⑫.その他	8	4	4	0
⑬.特に入手していない	55	42	13	0
合 計	2,394	1,413	962	19

・情報入手先として①広報かさま③社協かさま②市の週報⑦新聞⑨書籍や雑誌等紙面による情報が約6割を占めています。次に⑧テレビやラジオが約1割、家族や友人・知人など人を通しての情報や⑪のインターネットによる情報収集の順となりました。分かりやすく親しまれる紙面・ホームページづくりに努めます。



13. あなたの地域で、課題と感じていることは何ですか。あてはまる番号を選び、その課題内容を具体的にご記入ください。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.子育て	132	65	67	0
②.福祉サービス	170	93	77	0
③.地域の治安	110	54	55	1

④.災害時の備え	211	126	82	3
⑤.住環境	87	55	32	0
⑥.交通	120	61	58	1
⑦.社会からの孤立	57	35	21	1
⑧.就労の場と機会	72	43	27	2
⑨.心の健康(精神保健)	77	45	32	0
⑩.隣近所との関係	120	76	42	2
⑪.偏見・差別	22	10	10	2
⑫.医療体制	121	58	62	1
⑬.教育	40	23	17	0
⑭.経済的な問題	76	45	29	2
⑮.その他	22	18	4	0
合 計	1,437	807	615	15

- ・ 東日本大震災の体験から自然災害を課題と考える方が多く、④災害時の備えがトップで、次に②の福祉サービス、③子育て・・・と続きます。
- ・ 特に⑦社会からの孤立や⑩隣近所との関係⑨心の健康など人間関係を起因とする課題も2割近くおり、お互いに支え合い助け合える社会の構築が必要となります。
- ・ その他の意見

高齢者（独居，高齢者世帯の増加，高齢化等）。

少子化，過疎化，市の介護充実。

空き家の増加に伴う管理上の問題。

買い物

全住民が主義や考え方，生き方に関わ

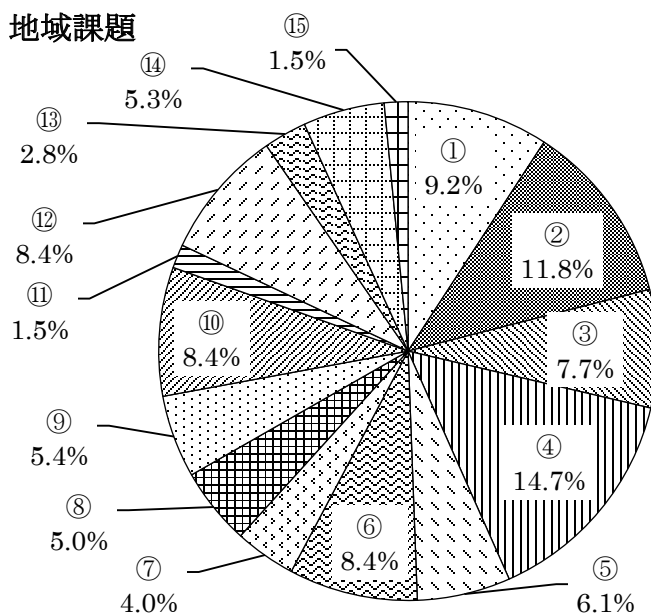
らず，共存できる環境をつくること。

町の情報をもっと全体にわかるように知らせて欲しい。

社会からの孤立《アパートでは》

感謝の心。

地域課題

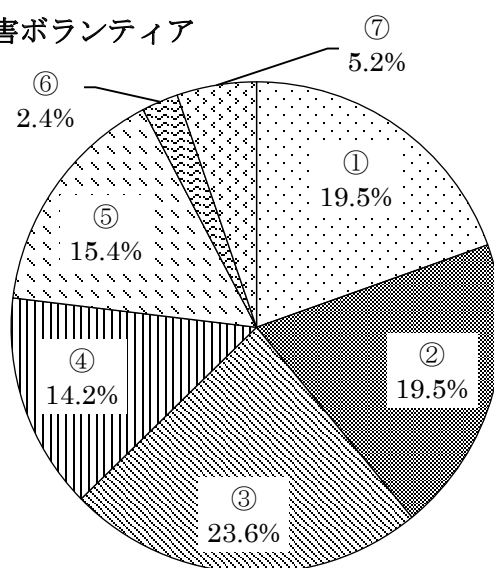


14. 災害が発生した際、社協は「災害ボランティアセンター」を設置します。あなたは、どのような活動に協力ができますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.瓦礫の撤去	276	248	26	2
②.被災者宅の掃除	276	171	104	1
③.炊き出し	333	124	206	3
④.井戸水の提供	201	145	53	3
⑤.話し相手	218	93	122	3
⑥.その他	34	23	11	0
⑦.できない	74	37	36	1
合 計	1,412	841	558	13

- ・災害時の協力は、出来る限りしたい人がほとんどですが、家庭や住んでいる地区の役割（自主防災活動）等事情により出来ない方もいます。

災害ボランティア

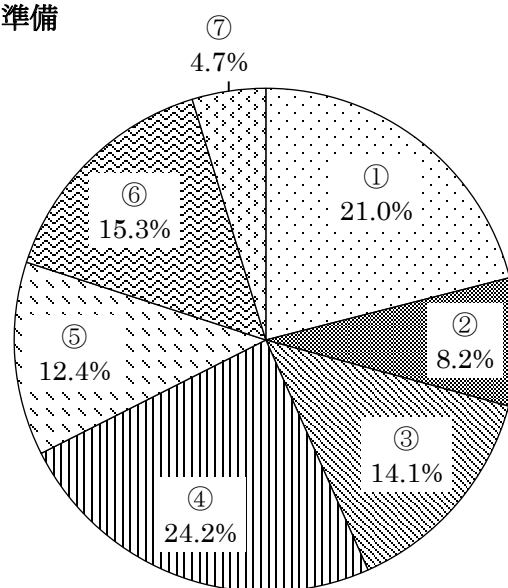


15. あなたは、災害に対する準備や心構えができていますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.避難場所を決めている	289	183	104	2
②.避難経路を決めている	113	82	29	2
③.住居の耐震補強・家具の固定などをしている	194	125	65	4
④.非常食・水を備蓄している	333	179	151	3
⑤.非常持ち出し品を準備している	171	100	70	1
⑥.家族との連絡手段を決めている	210	120	88	2
⑦.その他	65	41	23	1
合 計	1,375	830	530	15

- ・概ね災害に対する準備や心構えが出来ていますが，その他の意見の中には，準備や心構えの必要性は認識しているが行動に移していないケースが多いようです。

災害準備

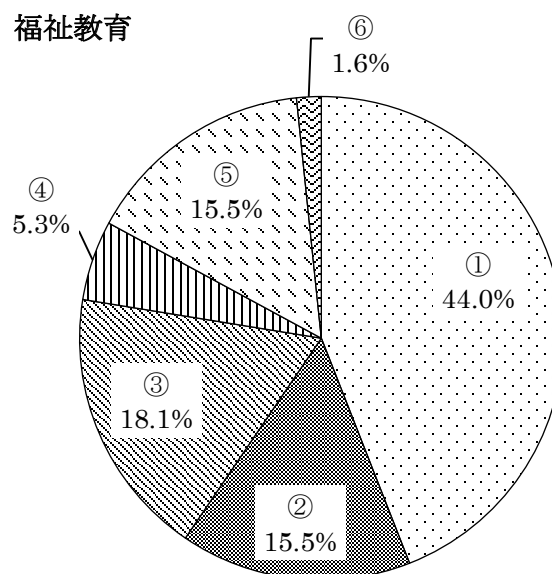


16. あなたは、子どもたちにどのような福祉教育が必要だと思いますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.困った人への声掛け	322	183	132	7
②.三世代交流会への参加	113	64	48	1
③.環境美化活動への参加	132	89	43	0
④.高齢者宅訪問	39	21	18	0
⑤.福祉施設への訪問	113	61	51	1
⑥.その他	12	7	5	0
合 計	731	425	297	9

- ・学校のみならず地域（福祉施設や高齢者宅等）と連携した福祉教育を通して，福祉の風土づくりを進めたり，体験するだけでなくボランティア活動へ繋げる工夫も必要があります。
- ・その他の意見として
「家庭のしつけ」・「笑顔であいさつ」や「支え合って生かされている事を自覚させるような教育」等がありました。

福祉教育

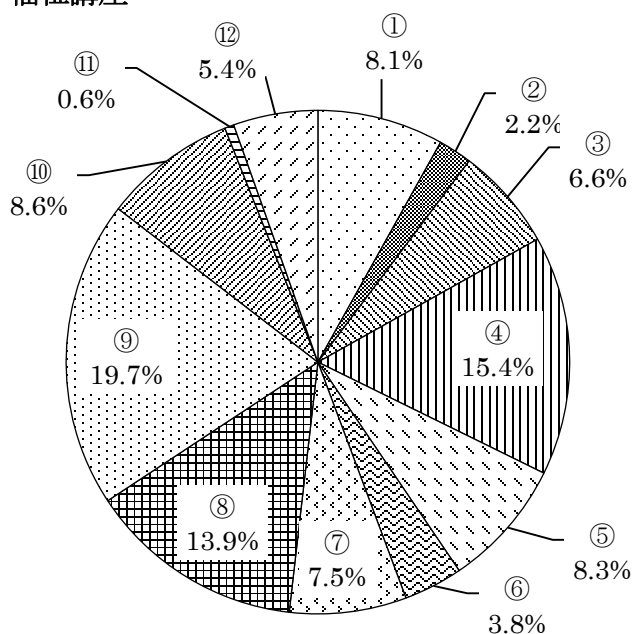


17. 社協では、様々な福祉講座を開催していますが、あなたはどのような講座に興味があり参加したいと思いますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.手話	109	37	72	0
②.点字	29	10	19	0
③.読み聞かせ	89	26	62	1
④.家族介護	207	119	88	0
⑤.傾聴(話の聞き方)	111	48	63	0
⑥.託児	51	7	42	2
⑦.精神保健(精神障害者との関わり方)	101	56	45	0
⑧.料理(会食,配食サービスのため)	187	81	103	3
⑨.防災	265	194	68	3
⑩.レクリエーション(施設訪問など)	115	66	47	2
⑪.その他	8	7	1	0
⑫.興味がない	73	50	22	1
合 計	1,345	701	632	12

- ・参加したい講座は、防災、家族介護、料理が高い割合になっています。
- ・その他の意見として
人と人の心のつながりやシニア体験サポート参加など高齢化していく中で実施していくべきこと等がありました。

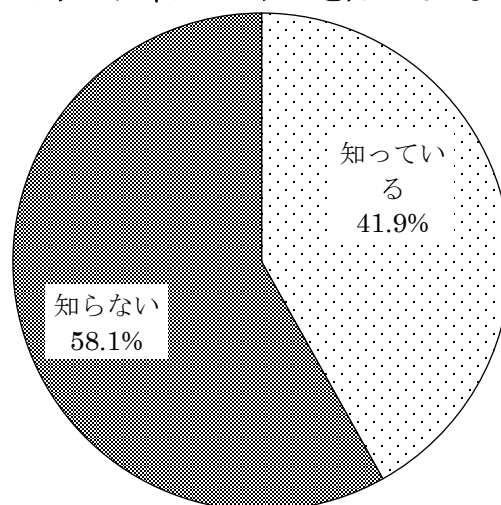
福祉講座



18. ボランティアセンターは、ボランティア全般に関する相談窓口や活動の支援を行う役割があります。あなたは、ボランティアセンターを知っていますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
知っている	310	177	131	2
知らない	430	256	169	5
合 計	740	433	300	7

ボランティアセンターを知っていますか



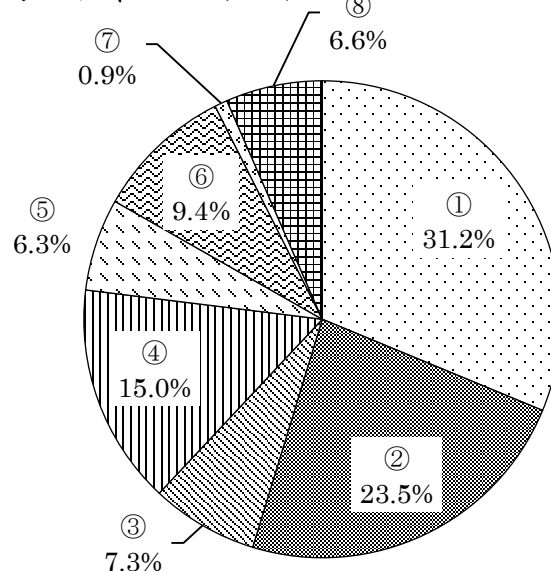
- ・「知らない」と答えた方が多く、ボランティアセンターの役割や相談窓口としてのPRに努める必要があります。

19. あなたは、ボランティアセンターに何を求めますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.気軽に訪ねられる環境	434	241	188	5
②.情報の発信	326	193	132	1
③.福祉講座の充実	101	52	49	0
④.相談窓口の充実	208	114	93	1
⑤.機材器具の充実	87	61	26	0
⑥.活動場所の提供	130	80	48	2
⑦.その他	12	10	2	0
⑧.わからない	91	55	35	1
合 計	1,389	806	573	10

- ・特に①気軽に訪ねられる環境や②情報の発信の割合が高くなっており、センター機能を強化することが求められています。
- ・その他の意見として
社会的弱者への支援。
各種講座等への参加向上の仕掛けづくり。
地区別ボランティアの設立。
各地域ごとに巡回啓発活動等。

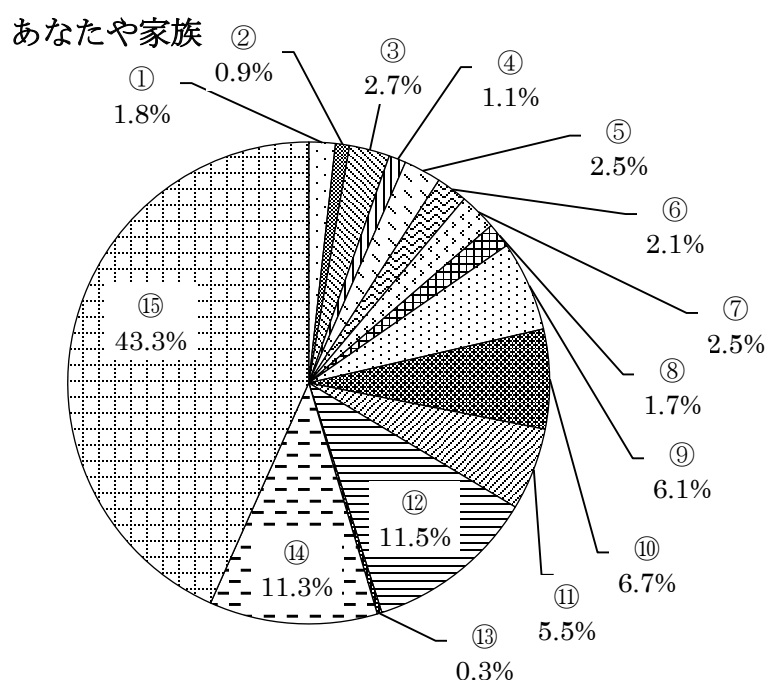
ボランティアセンターに



20. あなたやご家族は、下記社協の在宅福祉サービスを利用したことがありますか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.日常生活自立支援事業	17	13	4	0
②.就労継続支援B型事業(たけのこ,あおぞら)	9	4	5	0
③.親子通園事業(つくしんぼ,すずらん,おひさま教室)	26	2	24	0
④.家事支援	11	9	2	0
⑤.移送サービス	24	10	13	1
⑥.子育て支援	20	9	11	0
⑦.高齢者福祉(訪問カットサービス,安心箱支給)	24	12	12	0
⑧.いきいきふれあい通所事業(介護予防事業)	16	9	6	1
⑨.居宅介護支援(ケアプラン作成)	58	38	20	0
⑩.訪問介護(ヘルパー)	64	44	20	0
⑪.訪問入浴介護(入浴車)	53	32	21	0
⑫.通所介護(デイサービス)	110	67	42	1
⑬.自立支援居宅介護事業	3	1	2	0
⑭.福祉機器の貸出	108	63	44	1
⑮.利用しない	415	254	156	5
合 計	958	567	382	9

- ・介護保険関係の利用頻度が高く、次に在宅福祉サービス、親子通園事業となります。
- ・⑮利用しないと回答された方が約4割ありました。

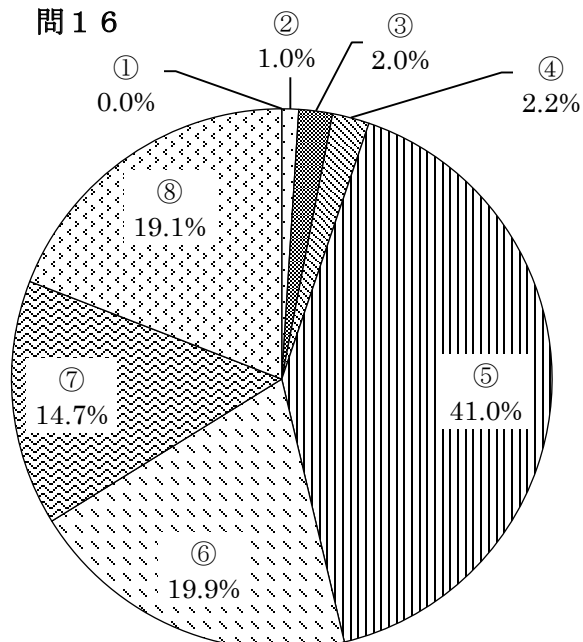


21. 前問で⑤を選ばれた方にお伺いします。なぜ利用しないのですか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.家族や親戚への気兼ねがある	0	0	0	0
②.近所の目が気になる	5	3	2	0
③.他人の世話にはなりたくない	10	5	4	1
④.経済的な負担が心配	11	6	5	0
⑤.サービスを利用する必要がない	204	126	76	2
⑥.家族で対応できる	99	63	35	1
⑦.サービスの内容や利用の仕方がわからない	73	42	29	2
⑧.その他	95	58	36	1
合 計	497	303	187	7

- ・「現在利用の必要性がない」がほとんどで、他施設の利用や家族で面倒を看ている等、回答がありました。

問 16



22. 前問で⑦を選ばれた方にお伺いします。

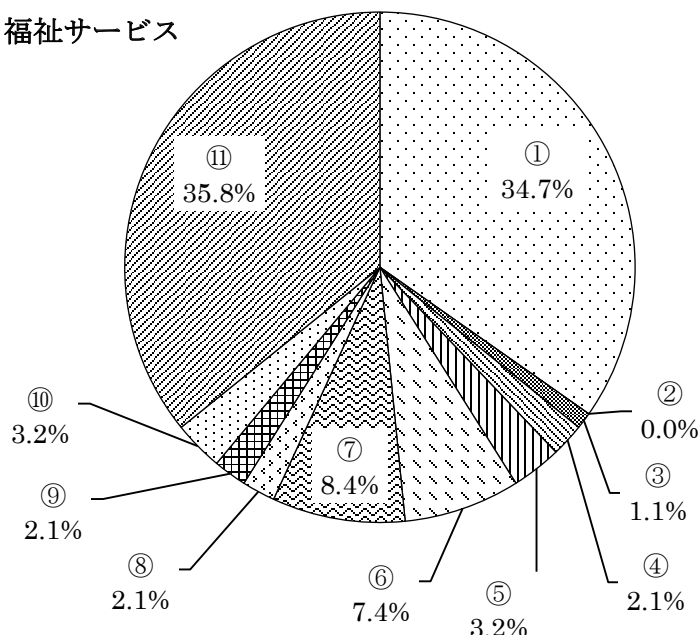
福祉サービスの利用に関してこれまでに不都合を感じたり不満に思ったことはありますか。ある場合にはどのようなことですか。

	合計	性 別		
		男性	女性	不明
①.どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった	33	19	13	1
②.利用を申し込んだが、窓口でたらいまわしにされた	0	0	0	0
③.利用手続きが煩雑だった	1	0	1	0
④.複数の窓口にわたり、面倒だった	2	1	1	0
⑤.窓口の対応が悪かった	3	1	2	0
⑥.福祉サービスに関する情報が入手しづらかった	7	4	3	0

⑦.どのサービスが良いのかわからず,選びにくかった	8	6	2	0
⑧.利用したいサービスが利用できなかった	2	2	0	0
⑨.サービス内容に満足できなかった	2	2	0	0
⑩.その他	3	1	2	0
⑪.不都合や不満を感じたことがない	34	20	13	1
合 計	95	56	37	2

- ・ ⑪不都合や不満を感じたことがないものをのぞけば, ①どこに利用を申し込めばよいのかわからないが最も多く, 啓発活動を強化する必要があります。

福祉サービス



2 3. その他ご意見,ご要望をお聞かせ下さい。

解答者 101 人

- ・ 社協会費や共同募金等の使われ方を明確にしてほしい。
- ・ 「社協だより」も各戸配布ではなく回覧で十分な内容ではないですか。印刷製本費の大幅な節減になると思います。熟考願います。
- ・ 社協は、区長や班長に仕事を頼りすぎではないか。
- ・ 社会福祉協議会は行政との連携は必要であるが, 行政の下請けとならないよう住民の立場に立って事業を推進してください。
- ・ 今後、高齢化、又少子化が一層進行することが想定される中で、社会福祉事業、ボランティア活動の必要性を子供のうちからしっかり教育すると共に、現在の若者にもボランティア活動の必要性をもっともっと PR すべきと思う。
- ・ 情報、相談等気軽に行えるよう、さらに充実をはかってもらえたらと思う
- ・ 回覧板等が回らない情報量の少ない家庭にも、社協の活動を知らせてほしい。
- ・ 介護などの支援・サービスもいろいろ知りたいと思います。
- ・ 社会福祉協議会の活動をもっと知ってもらうため, 広報に力を入れて頂き、地域の人達に気軽に利用してもらえるようにしてほしい。

- ・アンケートを答えていくととても勉強になり,知らない事が多く, 知らなければ知りたいと思うきっかけになった。
- ・社協の活動が地域にそして社会に役立っております。沢山事業をかかえて大変とは存じますが, なくてはならない団体として推進して頂きたいと願っております。
- ・これからの福祉は, 福祉にかかわるスタッフの方だけでは足りずいかに地域住民をまきこんでいくかが必要かと思います。ボランティアや人助けに, 興味はあると思いますが, きっかけがないのではないのでしょうか。
- ・災害時の避難所など, 関係団体と提携して障害者が安心して暮らせるようお願いしたい。
- ・近隣のお年寄りたちが, コミュニケーションをとったり, 寝たきり防止の体づくりなどができるような施設が各地域にできたら心強い。
- ・少子高齢化社会にとって社会福祉事業はますます重要になってくると考えられます。各地区に支部社協が設立され, 身近なところでの支援やかかわりが大切だと思います。



社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定規程

平成18年7月19日

規程第33号

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条の規定に基づき社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定に関する事項を定めることを目的とする。

（計画の名称）

第2条 計画の名称は、笠間市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）とする。

（計画の目標年度及び構成）

第3条 計画は、基本計画編及び実施計画編の2編からなるものとし、目標年度及び構成は概ね次のとおりとする。

（1）基本計画編

5ヵ年計画とし地域における「福祉の現状と課題」を整理し、地域福祉の実現化を目指し基本施策を策定する。

（2）実施計画編

5ヵ年計画とし基本計画を基として、具体的事業を年次で策定する。

（3）計画の評価、見直し

計画は、必要に応じ評価、見直しを行う。

（委員会の設置）

第4条 計画を策定するにあたり社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営等については別に要綱を定めるものとする。

（計画の決定）

第5条 計画は、委員会からの答申を受け、本会会長が決定するものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成18年7月19日

告示第5号

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）

地域福祉活動計画策定規程第4条の規定に基づき、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、本会会長の諮問に応じ、計画に関する事項について、調査審議し答申する。

2 その他計画策定に必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から本会会長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる策定が終了するまでとする。

2 委員に欠員を生じたとき、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（委員会）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ説明または、意見を求めることができる。

（ワーキングチーム）

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究するため、ワーキングチームを設置することができる。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は本会に置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定ワーキングチーム設置要領

（目的）

第1条 この要領は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成18年告示第5号）第7条の規定に基づき、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置し、ワーキングチームの運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 ワーキングチームは、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）が付託する事項を次の各号により調査・研究する。

- （1）既存調査の収集と分析
- （2）新調査の検討と調査結果の分析
- （3）地域福祉の現状と課題の整理
- （4）計画書の作成
- （5）その他計画策定に必要な事項。

（組織）

第3条 ワーキングチームは、「社協基盤強化」・「ボランティア振興」・「地域福祉」・「在宅福祉」の4班とし、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- （1）地域福祉関係者
- （2）行政関係者
- （3）学識経験者
- （4）笠間市社会福祉協議会職員

（任期）

第4条 委員の任期は、当該付託事項に係る策定が終了するまでとする。

2 委員に欠員を生じたとき、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 ワーキングチームに、班長1人、副班長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 班長は、ワーキングチームを統括する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 各ワーキングチームの会議は、班長が招集し、その議長となる。

（幹事会）

第7条 ワーキングチームの合同会議を社会福祉法人笠間市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）と称す。

2 幹事会は、班長及び副班長により構成し、計画策定の全体調整をする。

3 幹事会に、議長1人、副議長1人を置き、会議員の互選によって選出する。

4 議長は、幹事会を統括する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

6 幹事会の会議は、議長が招集する。

（事務局）

第8条 ワーキングチームの事務局は、本所に置く。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

策定委員会名簿

◎：委員長 ○：副委員長

No.	氏 名	選出区分	備考
1	森 幸 信	市区長会	
2	○ 小 菅 君 枝	市民生委員児童委員協議会	
3	鈴 木 征 夫	支部地区社協	
4	佐久間 容 子	市ボランティア連絡協議会	
5	加 藤 泰 廣	市身体障害者協会	
6	福 田 稔	市高齢者クラブ連合会	
7	塩 畑 泰 子	市人権擁護員	
8	◎ 瀬 畑 洋 子	学識経験者	
9	米 川 健 一	市教育委員会	生涯学習課長
10	鷹 松 丈 人	市福祉部	高齢福祉課長
11	飯 田 由 一	市保健衛生部	健康増進課長 補佐
12	平 間 麻里子	県社会福祉協議会	福祉のまちづ くり推進部
13	小松崎 栄 一	市社会福祉協議会	事務局長

策定幹事会名簿

◎：議長 ○：副議長

No.	氏 名	No.	氏 名
1	藤 田 嘉 昭	5	○ 富 施 信 行
2	松 居 孝	6	海老澤 清 美
3	入 江 通 弘	7	倉 持 淳 子
4	入 江 俊 郎	8	◎ 小 池 和 夫

策定ワーキングチーム名簿

☆地域福祉班

◎：班長 ○：副班長

No.	氏 名	選 出 区 分
1	小 堀 晃	支部地区社協
2	中 林 喜久雄	支部地区社協
3	○ 藤 田 嘉 昭	市民生委員児童委員協議会
4	竹 内 久 枝	市健康増進課
5	安 齋 由 香	市子ども福祉課
6	沼 野 剛	市生涯学習課
7	片 岡 博 司	市社会福祉協議会
8	◎ 富 施 信 行	〃

☆ボランティア振興班

◎：班長 ○：副班長

No.	氏 名	選 出 区 分
1	○ 松 居 孝	市ボランティア連絡協議会
2	田 村 信 子	市ボランティア連絡協議会
3	中 庭 聡	市市民活動課
4	堀 越 信 一	市学務課
5	桑 嶋 裕 美	市秘書課
6	矢 口 勝 博	市社会福祉協議会
7	吉 成 和 美	〃
8	◎ 海老澤 清 美	〃

☆在宅福祉班

◎：班長 ○：副班長

No.	氏 名	選 出 区 分
1	○ 入 江 通 弘	市在宅介護者の会
2	高 橋 京 子	市手をつなぐ育成会
3	小 貫 りつ子	市社会福祉課
4	岡 野 裕	市高齢福祉課
5	関 根 聡 美	市子ども福祉課
6	羽 方 淳 子	市社会福祉協議会
7	松 田 勉	〃
8	◎ 倉 持 淳 子	〃

☆社協基盤班

◎：班長 ○：副班長

No.	氏 名	選 出 区 分
1	小 野 武	市区長会
2	○ 入 江 俊 郎	市区長会
3	海老澤 まさ子	市民生委員児童委員協議会
4	石 川 浩 道	市秘書課
5	嶋 田 一 郎	市社会福祉課
6	柴 沼 真 一	市社会福祉協議会
7	今 成 良 江	〃
8	◎ 小 池 和 夫	〃



第 2 次笠間市地域福祉活動計画

みんなでつくる福祉のまち

平成 2 7 年 3 月

社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

〒309-1704 笠間市美原 3-2-11

笠間市友部社会福祉会館内

電 話 0 2 9 6 (7 7) 0 7 3 0

F A X 0 2 9 6 (7 8) 3 9 3 9

ホームページ <http://www.kasama-syakyo.jp>

E メール info@kasama-syakyo.jp

